

平成 19 年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

平成 18 年 7 月 12 日

全 国 知 事 会

序

国会が全会一致で地方分権の推進を決議した平成5年度以来、平成7年の地方分権推進法の施行を契機に「第一次分権改革」から「三位一体の改革」へと続いた一連の分権改革は、国と地方の関係を「上下・主従」から「対等・協力」に変え、さらに、国から地方へ3兆円の税源移譲を実現するなど地方行財政を取り巻く環境も大きく変化してきた。

しかしながら、先の「三位一体の改革」では、地方六団体が政府の要請に応じ提出した地方の改革案のうち、多くの国庫補助負担金の廃止が見送られ、地方の提案していない国庫補助負担金の補助負担率の引下げが行われるなど、地方の自主性や自立性の拡大という観点からは十分な成果は上がっていない。また、地方の要請に応じ、新たに、国と地方が対等の立場で協議を行う「国と地方の協議の場」が設けられたものの、これまで十分に機能したとは言えず、地方分権はなお「未完の改革」にとどまっている。

本会は、こうした未完の改革をもう一度動かすため、他の地方六団体とともに分権型社会のビジョンとして地方財政自立のための7つの提言をまとめ、平成6年9月以来12年ぶりに地方自治法に基づく意見提出権を行使することとし、本年6月7日、「地方分権の推進に関する意見書」を内閣及び国会に対し提出した。

一方、政府は、わが国の経済財政運営と構造改革に関して、これまで5年間の改革推進により日本経済の新たな飛躍に向けた基盤を固めつつあるが、豊かで安心な日本を後世代に引き継ぐためには更なる改革への取組が不可欠であるとし、7月7日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を閣議決定した。

この「基本方針2006」においては、今後の構造改革を推進するに当たり、優先課題の一つとして財政の健全化を掲げ、「歳出・歳入一体改革」への取組を提示するとともに、平成19年度予算を

初年度に位置付け、今後の経済運営の基本となる予算編成の考え方を明らかにしている。

地方はこれまで、市町村合併など国に先んじて懸命に行財政改革に取り組み、国を上回るペースで歳出削減努力を行ったところであり、その結果、国に比べ地方の財政収支の改善につながったものである。今後も人件費を始め行財政改革に不退転の決意で取り組んでいく覚悟であるが、国・地方を通じた財政の健全化を図るためにには、地方がかねてより主張しているとおり、国による関与、義務付けの廃止・縮小、国庫補助負担金の廃止、国と地方の二重行政の排除などを行っていく必要がある。

本会は、以上のような地方行財政を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、「平成19年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」を取りまとめ、特に、分権型社会の構築に向けた政策提案においては、眞の地方自治の確立に向けた地方分権改革を更に推進する観点から、前述の7つの提言の実現を新たに提案することとした。

また、政策要望においては、地方財政の安定的な運営を確保するため、国から地方への本格的な税源移譲の実施、地方交付税や地方税等の所要一般財源の総額の確保などを引き続き求めるほか、農林水産業の振興、依然として厳しい地域経済状況に対応した中小企業振興・雇用対策、少子・高齢化の急速な進展を踏まえた社会福祉及び保健医療対策、拉致問題の早期解決などについて要望している。

平成19年度の本提案・要望書において取りまとめた政策提案項目及び21の政策要望項目は、いずれも都道府県の円滑な行財政運営を確保する上で必要な措置を国に対して求めるものであり、国においては、以上の趣旨を十分踏まえ、これらを早急に実現するよう強く要請する。

目 次

《政策提案》－分権型社会の構築に向けて－

1 真の地方自治の確立に向けた地方分権改革について	1
地方財政自立のための7つの提言の実現	
2 国の法令制定時等における地方の意見の反映について	8

《政策要望》

【地方行財政関係】

1 地方税財政対策について	9
2 分権型社会における広域自治体のあり方について	14

【農林・商工関係】

1 農業の振興について	15
2 林業の振興について	19
3 水産業の振興について	23
4 中小企業の振興について	25

【建設・運輸関係】

1 社会資本整備の推進等について	28
2 地方振興の推進について	40

【社会・文教関係】

1 社会福祉及び保健医療対策等の拡充について	43
------------------------	----

2 次世代育成支援対策の推進について 49

3 人権の擁護に関する施策の推進について 51

4 雇用対策の推進について 53

5 教育施策の推進について 54

【エネルギー・環境関係】

1 資源エネルギー対策の推進について 59

2 環境保全対策の推進について 67

【災害対策関係】

1 災害対策の推進について 74

2 国民保護の推進について 77

【国際化・基地・領土関係】

1 地域国際化の推進について 78

2 基地対策の推進について 80

3 北方領土及び竹島問題の早期解決について 82

4 拉致問題の早期解決について 83

【地域情報化関係】

1 地域情報化の推進について 85

1 真の地方自治の確立に向けた地方分権改革について 地方財政自立のための7つの提言の実現

本年6月、地方六団体は、地方財政自立のための7つの提言を取りまとめ、「地方分権の推進に関する意見書」として地方自治法第263条の3第2項の規定に基づき内閣及び国会に提出した。

内閣においては、この意見提出権の重みを十分理解し、本意見に掲げる提言が実現するよう強く求める。

【背景・理由】

国会が全会一致で地方分権の推進を決議した平成5年以来、平成7年に地方分権推進法が施行され、その後6年間続いた「第一次分権改革」は、自治体を「国の下請け機関」とみなしてきた機関委任事務制度を廃止し、国と地方を法制度上、「上下・主従」から「対等・協力」の関係に変えた。さらに、地方の税財政に焦点を当てた平成14年からの「三位一体の改革」は、国から地方へ3兆円の税源移譲を実現した。

これらの改革は、明治の近代国家形成期から昭和の高度経済成長期までの時代に、この国の基本的なかたちとして機能してきた「国が決めて地方が従う」という中央集権の原理を、「自分たちの地域のことは自分たちで決める」という自治・分権の原理へ、歴史的に転換する貴重なステップだった。

しかし、「三位一体の改革」では、3兆円の税源移譲が実現したといふものの、そのための財源を生み出すために必要だった多くの国庫補助負担金の廃止は見送られ、国の強い関与を残したまま国の補助負担率を引き下げる手法が用いられ、地方の自由度の拡大という点では不十分だった。

また、国と地方が対等の立場で協議を行う「国と地方の協議の場」が設けられたことは大きな意味があったが、実際には十分に機能したとはいえない。

日本の地方分権はなお、「未完の改革」にとどまっており、多くの国民の共感を呼び起こし、それを支えに改革をもう一度動かさなければならない。

この13年間の過程で得られた成果と経験を活かし、残された多くの課題を乗り越えるためには、国民に夢を与える分権型の国の仕組みと社会の将来像を示し、暮らしに必要な公共サービスを効率的・効果的に提供し、文化や産業などの地域の個性を活かしたまちづくりができ、住民から信頼される自治体の姿を描くことが必要である。

地方六団体は、今後の方針改革を加速させるため、分権型社会のビジョンとして7つの提言をまとめ、本年6月7日に内閣及び国会に対し意見書を提出した。この意見書は、「第一次分権改革」の端緒となった平成6年9月の「地方分権の推進に関する意見書」以来、12年ぶりに地方自治法に基づく意見提出権行使したものである。

内閣においては、我々のこの重大な決意と意見提出権の重みを十分に理解し、

以下に掲げる7つの提言を一体的に実現するよう強く求める。

【具体的な要望事項】

1 分権改革の推進方策と分権改革への地方の参画

【提言1】

「新地方分権推進法」の制定

～今、改めて、国民・国会の力で分権を

【提言2】

「地方行財政会議」の設置

～「国と地方の協議の場」の法定化

1. 第一期改革を踏まえ、平成19年度以降の第二期改革を、国民・国会の力で強力に推進するため、「(仮) 新地方分権推進法」を制定する。

2. 「(仮) 新地方分権推進法」には、地方分権の基本理念、地方分権推進計画の策定、次のような内容の「(仮) 地方行財政会議」の設置等を定める。

(1) 「(仮) 地方行財政会議」の設置の趣旨

分権改革の推進を図るため、地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映させる。

(2) 「(仮) 地方行財政会議」の事務及び権限

以下の事項のうち重要なものについて、政府または地方からの申し出により協議を行い、政府は、会議において協議が整った事項については、その結果を尊重するよう努めるものとする。

①国と地方の役割分担のあり方

②国による関与・義務づけのあり方

③地方が処理する事務の経費に係る国の補助負担金のあり方

④地方税財政制度のあり方

⑤地方への新たな事務または負担の義務づけとなる法令、施策

等

3. 「(仮) 地方行財政会議」が法律により設置されるまでの間、現在の「国と地方の協議の場」を維持し、協議を継続的に行うこととする。

4. 「(仮) 新地方分権推進法」は議員立法によることも視野に入れ、制定する。

2 分権改革の税財政面での具体的方策

【提言 3】

地方税の充実強化による不交付団体人口の大幅増

1. 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている乖離を縮小し、地方が担う事務と責任に見合う国と地方の税源配分とする。
2. 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税と個人住民税の充実強化を図り、地方共有税（地方交付税）に依存せず自分たちの税金で自主的な財政運営が可能な自治体の人口を大幅に拡大する。
 - (1) 消費税と地方消費税の割合を 4：1 から 2.5：2.5 にする。
 - (2) 所得税から住民税へ税源移譲し、個人住民税所得割をさらに 3 % 上乗せする。
3. 地方税は地域偏在性が比較的少ない税目構成とし、地方共有税（地方交付税）の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにする。
4. これにより、まずは国税と地方税の税源配分を 5：5 とする。

【提言 4】

「地方交付税」を「地方共有税」に
～法定率を見直し、特別会計に直入、
特例加算・特別会計借入を廃止

1. 地方交付税が、国から恩恵的に与えられるものではなく、『自らの財源を他の自治体のために融通しあうことにより、全ての自治体が国に依存せずに、住民に対して一定水準の行政サービスを提供できるようにすべきである』との考え方に基づく、セーフティネットとしての性格を持つものであることを、その制度上、明確にするため、「(仮) 地方行財政会議」において検討の上、以下の 7 項目の改革を一体的に行うこととする。

(1) 名称を以下のとおり変更する。

- ①国民から国の特別会計に入るまで「地方共有税」
- ②国の特別会計を出て自治体に入るまで「地方共有税調整金」

(2) 国の一般会計を通さずに、「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰り入れる。

(3) 現在の財源不足（H18 年度 8.7 兆円）を解消するため、地方共有税（地方交付税）の法定率の引上げを行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。

(4) 3 年から 5 年に一度、地方共有税（地方交付税）の法定率の変更を行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。

(5) その他の年度は、財源不足があれば地方債または「地方共有税及び譲与税特別会計」内に新たに設置する基金により調整する。

(6) 特例加算や特別会計による借入れは行わない。

(7) 国の政策減税の実施に伴い地方の財源不足が生じる場合には、地方共有税（地方交付税）の法定率を引き上げる。

【提言 5】

税源移譲に対応し、国庫補助負担金の総件数を半減

(一般財源化) して約 200 とし、地方の改革案を実現

1. 分権改革を進めるための税財政面の取組みとしては、国から地方への税源移譲が中心となる。これに対応する国の財源については、地方から既に提出済みの「国庫補助負担金等に関する改革案」を着実に実施し、国庫補助負担金を廃止(一般財源化)することや事務事業を廃止することなどにより、国の責任によって措置すべきである。
2. 国庫補助負担金改革に当たっては、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、生活保護費等真に国が責任をもって負担すべき分野を除き、原則として廃止(一般財源化)する。
当面、国庫補助負担金の総件数の半分を廃止(一般財源化)する。
3. 国庫補助負担金の削減は、財政面における地方の自由度を高めるために、補助負担率を引き下げるのではなく、国庫補助負担金そのものを廃止(一般財源化)する。
4. 国庫補助負担金の廃止を行う一方で、従前の国庫補助負担金と同一又は類似の目的、内容を有する国庫補助負担金、交付金、統合補助金を創設すべきではない。
5. 国直轄事業負担金については、自治体に対して個別に財政負担を課する極めて不合理なものであることから、これを廃止する。特に、維持管理費に係る国直轄事業負担金は、本来、管理主体が負担すべきことから、早急にこれを廃止する。

【提言 6】

国と地方の関係の総点検による財政再建

1. 国・地方を通じた行財政改革・財政再建を徹底して行う。この場合には、次のような国と地方の関係を総点検する。

- (1) 国と地方の役割分担の明確化
- (2) 国による関与・義務づけの廃止・縮小
- (3) 国と地方の二重行政の解消
- (4) 権限の移譲に対応した国の出先機関の廃止・縮小
(出先機関を自治体に移管する際には、事務の執行について国から全く関与されないこととする。)
- (5) 地方がこれまで廃止を求めている国庫補助負担金のうち、未だ整理されていないものの廃止

2. 自治体自らの責任と判断のもと、決意をもって、地方行革を一層強力に推進する。特に給与の適正化を厳格に行う。国は、地方よりも遅れている国自身の行財政改革を断行すべきである。

3. 行財政改革の推進は、国・地方を通じたプライマリーバランスの黒字化に大きく寄与することとなるが、なお、不十分な場合には、更に国庫補助負担金を廃止すべきである。

地方交付税は、自治体が、法令等による歳出や事務事業の義務づけを含め地域社会に必要不可欠な公共サービスを提供することができるよう、財源保障を行っているものであり、その性格上、目標を設けて削減することにはなじまない。

【提言 7】

財政再建団体基準の透明化、首長・議会責任の強化、
住民負担の導入

1. 住民が自分の自治体の財政状況に常に関心を持ち、自治体の財政運営に対するチェック機能を高めることで、健全な財政状況を保ち、財政再建団体となることを未然に防止するため、

(1) 財政再建団体となる基準等について、普通会計への負担につながる企業会計等や外郭団体（地方公社、第三セクター等）の負債も考慮した、フローとストック両面の透明性の高い財政指標等を開発する。

(2) 財政運営の透明性を確保するため、情報公開を徹底する。

①外郭団体の情報公開の推進

②非公開情報の明確化や迅速でわかりやすい情報提供の推進

③定期的な財政状況の公表

(3) 効告権の付与による権限の強化など監査機能を充実する。

2. 自治体が住民の監視による自主的な財政の健全化を行うことができず、財政再建団体となった場合には、

(1) 首長・議会の責任を問う仕組みを強化する。

(2) 住民負担を求める仕組みを導入する。

(3) 貸し手責任は問わず、債務は完全に履行する。

但し、工業用地造成事業債等、その償還財源を特定の事業収入のみとすべき地方債については、貸し手責任を問う仕組みを検討する。

3. 地方債の自治体全体での共同発行機関を設ける。

4. 財政再建制度の見直しは、地方の参画のもとで行う。

2 国の法令制定時等における地方の意見の反映について

地方公共団体がより一層、自主的・自立的な行政運営を確保できるよう、国が地方公共団体に影響を及ぼす法令の制定・改廃等を行う場合において、あらかじめ地方公共団体の意見を十分に聴取しこれを反映させるために有効な手続きを定めた法整備をするなど、地方分権の基本理念に即した仕組みを制度的に保障すること。

【背景・理由】

地方公共団体が、国の法令の制定等に際し、事前に参画する制度としては、地方公共団体の関係者が国の審議会等の委員となり意見を述べるというもの、個別の法律において、国が計画作成や政令の制定等の立案を行う場合に、関係する地方公共団体の意見を聽かなければならぬとされているもの、地方自治法第263条の3の規定に基づく地方公共団体の全国的連合組織の意見申出などがある。平成18年5月の地方自治法改正により、各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、地方六団体が内閣に対して意見を申し出ることができるよう、当団体に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとされたところであるが、意見の尊重が義務付けられていないなど、いずれも、国に対する意見反映は十分なものとは言えない。

地方公共団体が、より一層自主的・自立的に行政を運営でき、地方分権を実質的に確保するためには、国から地方への更なる権限移譲等と併せて、地方公共団体に影響を及ぼす法令の制定・改廃、施策の決定、計画の策定に際して、地方公共団体の意見を十分に反映させるための制度的担保が必要である。このことは、政府における法案制定手続きのみならず、議員による立法手続きにおいても、同様である。

ついては、地方の意見をより的確に反映させるため、政府及び国会において地方の意見を聴取し反映する仕組みを制度的に保障するとともに、地方公共団体が処理する事務に関しその意見を反映しない場合は、明確にその理由を回答し一般に公表する等、国の意思形成過程において、透明性、公正性が確保され、地方の意見が十分に反映されるような仕組みを設けるべきである。

1 地方税財政対策について

極めて厳しい地方財政の中、平成18年度の地方財政対策は、地方交付税や地方税等の一般財源総額が前年度並に確保されたものの、地方交付税の大幅な削減が行われた平成16年度水準であり、多くの地方公共団体においては、依然財源不足で、予算編成等に大きな支障をきたしている。また、平成18年度までの三位一体の改革についても、3兆円の税源移譲が実現したものの国庫補助負担金の廃止・縮減の大部分を、地方の提案していない国庫補助負担金の補助負担率の引下げによるものが太宗を占めるなど、地方の自主性や自立性の拡大という観点からは十分な成果が上がっていない。

このため、地方の自主的・自立的な行財政運営が可能となるよう、地方税の充実強化を始め、国庫補助負担金の総件数の半減、地方交付税の地方共有税化など、地方六団体が本年6月に内閣と国会に提出した「地方分権の推進に関する意見書」の提言を実現するとともに、平成19年度以降の「三位一体の改革」の第二期改革の道筋を明らかにし、平成19年度の地方財政対策においては、国から地方への本格的な税源移譲の実施、地方交付税や地方税等の所要一般財源の総額を確保するなど、地方財政の安定的な運営を確保すること。

また、地方債について、良質な資金の安定的確保や、公債費負担の軽減対策による財政の健全化を図るとともに、公営企業金融公庫の廃止に伴い、長期低利の資金を確保できる仕組みを構築すること。

【背景・理由】

現下の地方財政は、これまでのわが国経済の厳しい状況を反映して、地方税収入の低迷、累次の景気対策の実施等により大幅な財源不足が続き、平成18年度末の借入金残高が約204兆円、交付税特別会計における借入金残高が約52.8兆円（うち地方負担分約34.2兆円）と見込まれるなど危機的な状況にあり、今後一層深刻になることが憂慮される。このため地方公共団体においては、徹底した行財政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいる。

一方、地方公共団体には、少子高齢化に対応した地域福祉の充実、環境問題への対応、新たな時代にふさわしい活力ある地域づくりの推進、住民生活に密着した社会資本の整備等の財政需要に適切に対応することが求められている。

こうした中、「三位一体の改革」については、昨年11月の政府・与党合意により、一応の決着を見たが、地方の改革案で示した国庫補助負担金のうち実現した項目は金額ベースで12%にとどまり、地方の提案していない国庫補助負担金の補助負担率の引下げが太宗を占めるなど、改革の内容は不十分であり、多くの問題を積み残している。また、「基本方針2005」及び、政府・与党合意で示された地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の確保につ

いては、平成18年度の地方財政対策において、地方交付税や地方税等の一般財源総額が前年度並みに確保されたものの、地方交付税等の大幅な削減が行われた平成16年度水準であり、多くの地方公共団体においては、依然財源不足で予算編成等に大きな支障をきたしている。

このため、地方の自主的・自立的な行財政運営を可能となるよう地方税の充実強化をはじめ、国庫補助負担金の総件数の半減、地方交付税の地方共有化など、地方六団体が本年6月に内閣と国会に提出した「地方分権の推進に関する意見書」の提言を実現するとともに、平成19年度以降の「三位一体の改革」の第二期改革の道筋を明らかにし、平成19年度の地方財政対策においては、国から地方への本格的な税源移譲の実施、地方交付税や地方税等の所要一般財源の総額の確保など、地方財政の安定的な運営を確保することが必要である。

また、地方債資金については良質な資金を確保し、公債費負担の軽減を図る中で財政の健全化を図っていく必要がある。

平成20年度の公営企業金融公庫の廃止後の仕組みについては、個々の地方公共団体の資金調達の補完を自律的に行うため、全国ベースの共同資金調達機関として地方共同法人を設立することが必要である。この法人が市場の信認を得て、資本市場を活用した効率的な資金調達を行うためには、現公庫の有する地方の利払いを原資とした引当金及び地方が拠出した基金全額を承継することが不可欠である。こうした、地方共同法人の設置については、新たな法的枠組みの整備が必要である。

【具体的な要望事項】

(地方税関係)

- (1) 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国と地方の税源配分の抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 景気対策等の政策的な減税措置については、基本的に国の責任と負担において行うこと。
- (3) 少子高齢化等の進展に伴い、今後、福祉・教育等幅広い行政需要を賄う税として、税収の偏在性の少ない、安定的な財源である地方消費税の充実確保を図ること。
- (4) 電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。
- (5) 固定資産税については、地方公共団体の重要な基幹税目であることから、厳しい地方公共団体の財政状況を踏まえ、その安定的確保を図ること。
- (6) 不動産取得税については、都道府県の貴重な財源であることから、標準税率引下げの特例措置等を見直し、その安定的確保を図ること。

- (7) 地方税における非課税等特別措置について、極力、整理合理化を図り、新設・拡充は厳に抑制すること。
- また、国税における租税特別措置についても、地方税への影響を遮断すること。
- (8) 事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特別措置の見直しを行うこと。
- (9) 日本銀行の国庫納付金相当額を法人関係税の課税対象とすること。
- (10) 地方税の徴収率向上や納税者の視点に立った徴税事務の改善を図るため、個人住民税と自動車税について下記の措置を講じること。
- ①所得税や介護保険料と同様、個人住民税についても、公的年金等からの特別徴収を実施すること。
- ②自動車税について、移転登録・抹消登録時の納税確認を義務付けること。
また、自動車税制度全体の課題について引き続き検討を行うこと。
- (11) 軽油引取税については、地方税であり、かつ、消費段階での課税であるという基本を維持しながら、更に実効性のある脱税防止対策について検討を行うこと。
- (12) 基幹税である法人事業税の税収の安定化を図るため、外形標準課税制度導入の影響を検証した上で、景気動向に配慮しながら制度の拡大を図る方向で検討すること。
- (13) 事業税等一部の税目で依然として残っている制限税率はすべて撤廃し、税率の決定は各地方公共団体に委ねること。
- (14) 地方自治の根幹である税条例の改正に係る議論の時間が十分確保されるよう、地方税制の改正時期について、適切に改善すること。
- (15) 地方公共団体が普通税の税率を標準税率未満とした場合に、国の許可を得なければ起債ができないという仕組みを廃止すること。
- (16) 地方の意向が反映された地方税制となるよう、税制改正等について国と地方が協議する場の設置等新たな税制改正プロセスを構築すること。
- (17) 還付加算金の法定利率の設定について、社会経済情勢を反映した利率に見合うよう引き下げるこ。

(地方交付税関係)

- (1) 地方交付税については、財源調整・財源保障機能を堅持するとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に財源措置し、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額を確保すること。
- (2) 地方交付税は、本来、地方の固有の財源であることから、財源不足に対する補填は、地方交付税法の規定に従い、法定率の引上げで対応すること。
また、「地方分権の推進に関する意見書」でも提言しているとおり地方交付税の性格を明確にするため、「地方交付税」を「地方共有税」に変更し、国の一般会計を通すことなく、交付税（共有税）特別会計に直接繰り入れること。

- (3) 所得譲与税による暫定措置も含め、所得税から個人住民税への税源移譲に伴う地方交付税の法定率分の減少額については、平成19年度から平成21年度までの限定的な交付税の加算措置のみではなく、法定率の引上げにより確保すること。また、平成19年度以降に恒久化される減税に係る地方税の減収に対しても法定率の引上げにより確保すること。
- (4) 地方交付税の算定のより一層の簡素・透明化に取り組むとともに、地方財政計画について、地方公共団体の財政需要が投資から経常に変化している実態を踏まえ、地方財政計画と決算の乖離に関し、引き続き同時一体的な規模是正を図ること。
- また、地方公共団体が計画的な行財政運営を行うため、地方六団体の参画を得て「中期地方財政ビジョン」を策定すること。
- (5) 交付税算定基準の見直しに当たっては、過疎、辺地、離島、豪雪等条件不利地域の行政需要など人口・面積の基準では反映されない需要を十分踏まえること。
- (6) 景気対策や政策減税、財政対策等、国が後年度財政措置とした約束分の交付税措置を確実に履行すること。
- (7) 地方交付税を政府の政策誘導の手段として用いることは、今後順次縮小し、新たな制度の創設や拡大は行わないこと。

(国庫補助負担金関係)

- (1) 「地方分権の推進に関する意見書」でも提言しているとおり分権改革を進めるための税財政面の取組みとしては、国から地方への税源移譲が中心となり、これに対応する国の財源については、地方から既に提出済みの「国庫補助負担金等に関する改革案」を着実に実施し、国庫補助負担金を廃止（一般財源化）することや事務事業を廃止することなどにより、国の責任によって措置すること。
- (2) 国庫補助負担金については、国の関与・規制の見直しを積極的に行うこと。地方超過負担については、その実態を把握し、解消を図ること。
- (3) 特定地域において講じられている補助制度等各種の特例措置については、対象事業の一般財源化が図られた後においても、補助率の嵩上げなどの制度の趣旨を踏まえ、引き続き必要な措置を講じること。

(地方債関係)

- (1) 地方債資金について、長期低利の良質な資金を安定的に確保するとともに、支払利率の高い既発の地方債について、公債費負担を軽減するよう適切な措置を講じること。

(公営企業金融公庫関係)

- (1) 「行政改革推進法」により、公営企業金融公庫は「平成20年度において、廃止するもの」とし、新しい仕組みへ移行するとされているが、住

民生活に欠かせない上・下水道、交通、病院を始めとする公共施設整備が円滑に実施できるよう、長期・低利の資金を安定的に供給する共同債券発行機能を引き続き確保すること。

- (2) 上記の機能を十分に果たすため、必要な財政基盤を確保できるよう、現在の公庫の財務基盤（債券借換損失引当金、公営企業健全化基金等）については、新たな組織に確実に承継させること。
- (3) これらを可能とするため、全国ベースの共同資金調達機関として地方共同法人の設立など新たな法的枠組みを構築すること。

2 分権型社会における広域自治体のあり方について

今後、国において、真の分権型社会を構築するため、国と地方のあり方を同時・一体的に改革する新たな地方制度としての「道州制」の議論を進めるに当たっては、中央省庁の解体再編を含め、国が果たすべき役割に最もふさわしい中央政府の姿の検討、地方自治体の条例制定権等の拡充・強化、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築の検討などについて、国民的な議論を展開しながら、国と地方自治体が協働して取組みを行うという視点を十分踏まえたものとすること。

また、「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案」の早期成立を図ること。

【背景・理由】

平成18年2月28日に、第28次地方制度調査会から、「道州制のあり方に関する答申」が出されたところであるが、国は本来果たすべき役割を重点的に担い、内政は広く地方自治体が担うという新しい政府像を確立するための具体策として「道州制の導入が適当」とされたところである。

こうした経緯から、広域自治体改革の当事者である都道府県も、住民一人ひとりが豊かさを実感できる真の分権型社会を実現すべき観点から、道州制を含むこれからの中城自治体のあり方について議論を重ねてきた。

今後、国において、「道州制」の議論を進めるに当たっては、都道府県の意見を十分踏まえ、国民的な議論を展開しながら、国と地方自治体が協働して検討を行うことを求めるとともに、第164回国会に提出され、継続審査となっている「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案」の早期成立を求めるものである。

1 農業の振興について

1 新たな食料・農業・農村政策の推進

食の安全・安心と安定供給の確保、農業・農村の持つ多面的機能を發揮するため、農業の持続的な発展及び農村の振興を図ること。

また、新たな「食料・農業・農村基本計画」の推進と経営所得安定対策等大綱に基づく施策の具体化に当たっては、自然条件や農業実態などの地域の実情に十分配慮し、農業構造改革が着実に進展するよう、効果的な施策を講じること。

【背景・理由】

わが国の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の減少・高齢化の進展、輸入農産物の増加等により、大変厳しい状況下にある。

他方、安全で良質な食料を合理的な価格で安定的に供給するとともに、国土や環境の保全、文化伝承など、農業生産活動によって生じる多面的機能の発揮が期待されている。

しかしながら、最近の国内外におけるBSE（牛海綿状脳症）や高病原性鳥インフルエンザの発生、食品の不正表示問題の多発等を背景に、食の安全・安心に対する国民の関心・要請が高まるとともに、農業・農村の構造改革の立ち後れやその基盤たる集落機能の脆弱化により農業の持つ多面的機能や農地の維持・管理に支障を来すおそれが生じている。また、平成14年12月決定された「米政策改革大綱」により、消費者重視・市場重視の考え方立った水田農業政策・米政策への大転換が進められるなど、最近の食料・農業・農村を取り巻く情勢は大きく変わってきた。

こうした中、平成17年3月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」では、食料自給率目標を現行のカロリー（熱供給量）ベースと生産額ベースの2本立てにし、これら食料自給率の向上に向け、担い手の明確化や経営安定対策に重点を置き、また、施策の実効性を高めるための工程表の作成、工程管理と検証等による見直しを行うこととされ、平成17年10月には、「経営所得安定対策等大綱」が決定され、担い手の確保や地域資源保全対策等の具体的な方向が示された。

経営所得安定対策等大綱に基づく施策の具体化など、今後の新たな基本計画に基づく具体的な施策の実施に当たっては、食の安全・安心に対する関心の高まり等社会経済情勢の変化に適切に対処しつつ、消費者ニーズへの対応のほか、自然条件、担い手の育成状況等地域の特性や実情に十分に配慮することが必要である。あわせて、農業の持続的な発展とそれを支える農村の振興を図るため、農地・水・環境保全向上対策の具体化に際しては、農地・農業用水等の資源保全や先進的営農が地域全体で総合的・継続的に進められるよう、地域の特性を活かした柔軟な制度とすることが必要である。

【具体的な要望事項】

(食の安全・安心と食料の安定供給の確保)

(1) BSEや高病原性鳥インフルエンザ等人獣共通伝染病に対しては、感染ルートを早期に解明するとともに、発生した場合のまん延防止対策として、A型インフルエンザウイルスHA亜型の判別が各都道府県で実施できる迅速かつ的確に診断できる検査体制の確立及び広域的な処分体制の整備を推進すること。

また、発生時における緊急支援対策として、国の負担において、農家経営の安定を図る損失補てん対策を充実強化するとともに、疾病の正しい知識の普及を軸とした風評被害対策を拡充すること。

さらに、米国産牛肉の輸入再開が行われる場合には、全頭検査の実施など、現行の輸入条件の見直しも含め、消費者の理解・信頼を得られる措置を講じるとともに、国産牛肉に対象が限定されている「牛肉トレーサビリティ法」等の法制度を見直すこと。

加えて、すべての流通過程において牛肉の履歴等が確認でき、消費者が納得して選択できるシステムを構築するとともに、そのシステムの運用に当たって種別の虚偽表示などの違反を行った場合は厳しく罰する規定を法制化し、国民から信頼を得られた牛肉が流通する体制を国の責任において確立すること。

(2) 農作物の安全性と消費者の信頼確保のため、農薬の飛散防止技術の開発及び普及を図ること。

また、土壤残留性農薬についての農地に残留する有害性物質等の除去や分解に関する調査研究、及び汚泥肥料等について土壤環境の悪化を防ぐためのガイドラインを国が責任をもって策定し、施用の適正化を進めるとともに、粗悪な肥料による土壤汚染を未然に防止できる肥料取締法に改善すること。

(3) 食育を推進するため、教育、健康、農林水産業等の関係機関との連携の下、農林水産業に関する体験学習等の機会の確保、学校給食への米、野菜、果実、畜産物等の地域農林水産物の活用促進及びそのための国民運動の積極的な展開を図ること。

また、地場産農林水産物の消費拡大を促進するなど、地産地消運動の定着に向けた施策を講じること。

(4) 環境との調和や食の安全・安心に対する国民のニーズに対応するため、有機栽培等環境保全型農業の技術開発を進めるとともに、化学肥料・農薬を控えた農法・農産物や食の安全・安心に対して消費者の適正な判断や評価を促す取組みを強化すること。

また、外食事業者に対して、特に消費者の関心の高い牛肉について原材料原産地表示を義務付けるなど、効果の高い対策を図ること。

(農業の持続的発展)

(5) 認定農業者、集落営農等担い手の育成・確保に関する推進組織の運営に

については、地域の実態に合わせた柔軟な対応を認めること。

- (6) 特定農業団体の円滑な法人化を推進するため、税制上の特例措置や財産処分の特例措置について、更に充実すること。
- (7) 新規就農を促進するため、就農支援資金等に係る償還期間の延長等、就農初期段階における負担の軽減を図るなどの取組みを推進すること。
- (8) 野菜、果樹、畜産等の品目別経営安定対策の見直しに当たっては、品目ごとの特性や地域における生産の実情を十分考慮すること。
- (9) 米政策改革については、生産調整の円滑化を図るなど、目標年次までに米づくりの本来あるべき姿を実現するため、農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへの移行に当たっては、生産調整の確実な実施が図られるよう、その実効性を確保するとともに、地域における水田農業の改革に必要な産地づくり対策等、関連対策の充実強化を図ること。

また、国産麦・大豆については、生産努力目標を達成するために有効な施策について積極的に検討を進めること。さらに、消費者ニーズに対応した品種の育成、加工製品の研究開発と需要拡大のための全国的PRを行うこと。

- (10) 高品質な国産農産物の輸出を促進するため、海外における国産農産物の消費宣伝等の輸出促進対策や通関・検疫体制を充実強化すること。
特に、日本産の偽装表示対策等の強化を図るとともに、相手国に対し輸入許可品目の拡大、検疫や通関の円滑化等の条件整備を働きかけること。
- (11) 鳥獣被害の効果的な防止策や有害鳥獣の捕獲対策については、技術開発を進めるとともに、耕作放棄地対策や森林管理対策とあわせた総合的な被害防止対策を推進すること。

(農村等の振興)

- (12) 農業水利施設のライフサイクルコスト（建設及び維持管理等のコスト）を低減するため、施設規模に関わりなく、予防保全対策から更新対策まで一貫した取組みや多様な主体の参画による保全や維持管理の制度を確立すること。
- (13) 有効利用を図るために利用権を設定している農地や市民農園等に供した農地について、相続税・贈与税の納税猶予制度を導入すること。
- (14) 市街化区域内農地の持つ機能、役割等についての位置付けの明確化や土地評価額の見直しなど、農地に関する法制・税制の検討を行うこと。
- (15) 品目横断的経営安定対策と一体的に「車の両輪」をなす農地・水・環境保全向上対策の平成19年度からの導入に当たっては、要件や単価設定を柔軟な仕組みとするなど、地域の継続的な取組みが可能となる制度とすること。

2 WTO（世界貿易機関）新ラウンドにおける農業交渉及びEPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）等の交渉

WTO農業交渉については、食料安全保障をめぐる問題の解決や農業の多面的機能への配慮など、非貿易的関心事項に配慮した最終合意が行われるよう、積極的な主張を行い、日本提案の実現を図ること。

EPA・FTA交渉についても、農業の持続的な発展が将来にわたって可能となるよう交渉を進めること。

また、引き続き国民に情報提供を行い、国民の理解の下で交渉を進めること。

【背景・理由】

WTO新ラウンドは、平成13年11月に開始され、輸出国と輸入国、先進国と途上国との意見の対立等により、期限としていた平成15年3月末までには交渉の大枠となるモダリティの確立がなされなかつたが、平成16年7月、WTO一般理事会において枠組みが合意された。現在、平成18年末の最終合意を目指し、交渉が進められている。

今回の交渉は、特に、わが国においては、「食料・農業・農村基本法」に基づく農政改革の推進と並行して行われる交渉であり、同基本法の理念やこれらに基づく施策が、国際規律の中で正当に位置付けられる必要があり、そのためにも、「多様な農業の共存」を旨とする日本提案に基づきわが国の考え方を積極的に主張し、その実現を図る必要がある。

また、現在、数カ国との間で議論されているEPA・FTA交渉についても、わが国の食料安全保障や農業経営に悪影響を与えないよう十分配慮する基本姿勢を維持し、わが国の農業が将来にわたり維持・発展していくことを可能とするよう交渉を進める必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 農業交渉に当たっては、重要品目（センシティブ品目）の確保に努めるとともに、関税割当数量の拡大や上限関税の設定、関税率の著しい削減などが行われないよう交渉し、国内の農業が持続的に発展できる国境措置を確保すること。
- (2) EPA・FTA交渉についても、直接的な経済効果だけでなく、国内の農業経営への影響も十分に考慮し農産物の輸入量が大幅に増加することのないよう配慮すること。

2 林業の振興について

1 林業の振興

「森林・林業基本計画」に基づく施策を推進し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮と林業の持続的かつ健全な発展を図るとともに、地球温暖化防止にも貢献すること。

【背景・理由】

森林に対する国民の要請は、国民生活の向上、余暇の増大等から、国土の保全、水資源のかん養、林産物の生産等はもとより、保健休養の場、地球温暖化の防止への期待など多様化・高度化している。

一方、わが国の林業は、木材価格の低迷、コストの増大等により採算性が悪化するなど、極めて厳しい環境にある。

このようなわが国の森林・林業をめぐる諸情勢の中で、平成13年6月に制定された「森林・林業基本法」の基本理念を実現するため、「森林・林業基本計画」が同年10月に策定され、現在、策定5年目に向けた見直し作業が行われている。

また、「京都議定書」が平成17年2月に発効したことを受け、わが国の森林における温室効果ガス3.9%の吸収量確保が求められており、森林・林業施策を総合的かつ計画的に推進していくことが必要である。

なお、近年頻発している台風等に係る森林災害による森林の公益的機能の低下を防ぐとともに、災害に強い森林を整備していく必要が生じている。

さらに近年、スギ花粉症患者の増大が社会問題となっており、スギ花粉の発生を抑えていくことも必要となっている。

【具体的な要望事項】

(1) 二酸化炭素吸収を始めとする森林の多面的機能の発揮についての積極的なPRを行い、国民理解の下に、環境を重視した森林整備を計画的かつ強力に推進するための新たな財源を確保すること。

また、林業就業者を育成・確保するための各種施策を積極的に推進すること。

(2) 健全で多様な森林を育成するため、間伐はもとより複層林施業、長伐期施業、混交林化を推進するとともに、森林の確実な更新が図られるような森林整備に対応した施策の強化を図ること。

また、間伐材の搬出が促進されるよう間伐材の流通施策の充実を図ること。

(3) 森林の適正な管理と林業・木材産業の振興を図るため、違法伐採木材の排除対策、地域材の一般住宅への利用促進及び公共施設等の木造・木質化推進のための支援制度を拡充するとともに、木材資源の循環利用を図るた

め、バイオマスエネルギーの利用技術を早期に確立するなど、木材の利用を推進すること。

- (4) 台風等による森林災害の早期復旧を図るため、森林整備関連事業や林業用・林産業用機械、路網整備に対する災害復旧支援事業を強化すること。
- (5) スギ花粉の発生を抑えるため、花粉の少ないスギ等への更新やスギ花粉を減らすための間伐等への支援を強化すること。
- (6) 国民が森林の役割や森林整備の必要性を理解し、国民の森林整備の意識向上と林業の活性化を図るため、全国統一の「山の日」創設を検討すること。

2 森林整備法人等の抜本的な改革の推進

国民生活の安定に深く関わっている森林の有する多面的機能の持続的発揮に大きな役割を担っている森林整備法人等について、抜本的な経営改革を推進するため必要な支援措置を早急に講じること。

【背景・理由】

わが国では、昭和30年代の初め、経済の急激な拡大に伴い木材需要が増大したことを背景に、安定的な木材供給のため森林資源の整備、充実が不可欠であることから、国において急速かつ計画的な拡大造林政策が講じられた。

全国の森林整備法人及び都道府県（以下「森林整備法人等」という。）は、この国策であった拡大造林政策の担い手として、国の方針を受けて分収造林事業を積極的に進めてきたところであり、国家的課題であった森林資源の充実や農山村地域経済の基盤の確立等に大きな役割を果たしてきた。

しかし、事業資金のほとんどを農林漁業金融公庫などの借入金により調達してきたことから多額の累積債務を抱え、また、国の木材輸入の自由化政策による木材価格の低迷の影響を大きく受け、現下の木材価格の水準では、伐採収入による借入金の償還も困難と見込まれるなど、その経営は極めて厳しい状況にあり、ひいては、都道府県財政にも極めて重大な影響を及ぼしかねない状況である。

こうした中、国の平成18年度予算において、支援制度が拡充されたことは、将来的に森林整備法人等の経営改善に一定の効果が期待されており、森林整備法人等は、こうした新たな制度も活用しながら、経営改善に努力しなければならない。しかしながら、長期の収支見通しは、将来の木材価格や需要動向など予測しがたい因子を抱え不確実であるとともに、現行の金融制度では、伐採時期と償還時期が必ずしも一致していないため、森林整備法人等は償還財源の調達にも苦慮している状況にあるなど、今後の適切な森林管理に支障を来たし、森林の持つ多面的な機能を十分に発揮できなくなることが危惧される。

そこで、国民生活の安定に深く関わっている森林の有する多面的機能を維持・増進させるために極めて重要な役割を担っている森林整備法人等の経営の安定化を図るとともに、抜本的な経営改革を推進するためには、支援制度の拡充と併せて、新たな金融制度や地方財政措置など総合的な対策が不可欠であることから、国の責任において必要な支援措置を早急に講じる必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 現行分収林制度が、構造的な課題を抱えていることを踏まえ、森林整備法人等の経営安定と森林の公益的機能に配慮した施業への転換が円滑に行えるよう分収林制度の見直しに取り組むこと。

- (2) 森林整備法人の経営安定化のために都道府県が実施する施策に対する財政支援をより一層充実すること。
- (3) 森林整備法人等が、今後とも森林の多面的機能の持続的な発揮に配慮した森林整備を推進するとともに、安定的に事業展開を図ることができるよう、森林整備事業の拡充強化及び事業予算の確保を図ること。
- (4) 農林漁業金融公庫資金について、経営森林の伐採時期に合わせた償還が可能となる資金制度を創設すること。
また、伐期の長期化などに伴って増加する利息負担を軽減する措置を講じること。
- (5) 森林整備法人等の現状や課題を踏まえた今後の在り方を「林政審議会」で広く検討するとともに、次期「森林・林業基本計画」に森林整備法人等の今後の森林整備における位置付けを明確にし、それに対する施策等を盛り込むこと。
- (6) 森林整備法人等の経営安定化に向けた国、地方の政策協議の場を継続的に設置し、積極的な議論を行うこと。

3 水産業の振興について

「水産基本計画」に基づき、水産資源の適切な保存及び管理などの施策を推進し、水産物の安定供給の確保と水産業の持つ多面的機能を發揮するため、水産業の健全な発展を図ること。

【背景・理由】

国連海洋法条約の締結、日中・日韓漁業協定の発効等わが国の水産業を取り巻く国際的な環境は大きく変化している。

一方、周辺水域の漁場環境や資源状況の悪化による漁獲量の減少、狙い手の減少・高齢化に加え、昨今の燃油価格の高騰や大型クラゲの発生等により漁村の活力が低下するなど水産業は厳しい状況となっている。

このようなわが国の水産業をめぐる諸情勢の中で、平成13年6月に制定された「水産基本法」の基本理念を実現するため、今後10年程度を見通して定める施策推進の中長期的な指針として「水産基本計画」が平成14年3月に策定され、現在、策定5年目に向けた見直し作業が行われている。

また、WTO新ラウンドにおいて、水産物が非農産品アクセス交渉の対象となり、関税削減方式や分野別関税撤廃問題について議論が行われている。

わが国のノリ輸入割当制度（IQ制度）については、平成16年12月、韓国政府がWTO協定に違反しているとして、WTO協定上の協議要請を行い、WTOの紛争解決手続きを経て、年間輸入数量の上限が段階的に拡大されることとなった。

さらに、コイヘルペスウイルス（KHV）病などの特定疾病や新疾病の国内でのまん延防止に向けた対策が課題となっている。

「水産基本計画」の見直しに際しては、これらを十分に踏まえた内容とし、新たな基本計画に沿って、水産施策を総合的かつ計画的に推進していくことが必要である。

【具体的な要望事項】

(1) 漁場環境や水産資源の現状を踏まえ、地域の実情に沿った漁場環境の維持修復や水産資源等の回復対策を一層推進するとともに、地域材を利用した間伐材魚礁の設置等森林の保全・整備と連携した多様性のある漁場環境づくり等を推進すること。

また、周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、漁業協定水域、特に日韓暫定水域、日中暫定措置水域における適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図るなど、水産物の安定供給の確保策を強化すること。

さらに、組織的で悪質な密漁等を防止するため、都道府県漁業調整規則の罰則を強化できるよう漁業法等を改正するとともに、排他的経済水域（EEZ）における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、監視・取締り

を充実・強化すること。

- (2) 漁業従事者の減少・高齢化が進む中で、新たな担い手の確保を図るとともに、経営感覚に優れた意欲ある担い手を育成するための施策を推進すること。

また、水産業において重要な役割を果たしている女性、高齢者への支援策を充実すること。

- (3) 都道府県の区域を越えて発生するコイヘルペスウイルス病などの特定疾病や新疾病のまん延防止については、科学的知見に基づいた全国統一基準の対策を提示すること。

また、「K H V病まん延防止事業」によるコイの価値相当分の上限額の見直しを行うとともに、持続的養殖生産確保法の適用されない水域におけるまん延防止措置についても財政的支援を実施すること。

- (4) W T O非農産品アクセス交渉において、水産資源については「持続可能な開発」を進める貿易ルールが必要であるという日本提案が国際的に理解され、賛同が得られるよう努めること。

また、ノリなどの輸入割当制度（I Q制度）を堅持すること。

- (5) 高品質な国産水産物の輸出を促進するため、海外における国産水産物の消費宣伝等の輸出促進対策や通関・検疫対策を充実強化すること。

また、衛生証明など輸出要件の緩和を行うとともに、輸出関連情報の収集・提供体制の整備を図ること。

- (6) 海難事故により流出した木材や沈下したコンテナ等の撤去を原因者に義務付ける法制度の整備等を進めるとともに、地方自治体等による原因者の特定、撤去などに対する国の支援体制の整備を図ること。

- (7) 漁業用燃料の高騰対策については、新たな推進機関の導入や発光ダイオードを使用した集魚灯など漁船や施設・設備等の省エネルギー化、さらには天然ガス等の安価な新エネルギー利用促進のための技術開発を促進すること。

4 中小企業の振興について

1 中小企業の活性化

依然として厳しい経営環境にある中小企業の現況を踏まえ、地域産業の活性化や中小企業の振興を図るため、人材の育成を始めとする各種支援策を推進するとともに、新規創業事業への支援を強化すること。

【背景・理由】

中小企業の景況感については、全体として改善の勢いに欠け、業種間の景況感の格差や企業間の二極化が引き続きはっきりしてきており、依然として厳しい経済環境に直面している。

このような状況の下、本年6月に、中小企業のものづくり基盤技術の高度化により、製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を図ることを目的とする「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」が施行されたところであり、今後、同法に基づき、研究開発支援など認定中小企業への支援措置、ものづくり基盤技術高度化のための環境整備等を図っていく必要がある。

また、異分野連携による新事業への取組みや、新技術・新製品の開発による経営革新、産地等地場産業の振興、魅力ある商店街・商業集積づくりの推進、情報技術に対応できる人材の育成、次世代の産業・技術・技能を担う若年者の確保や人材育成等の施策を推進するとともに、情報技術産業や介護サービスなどを始めとする雇用創出に影響の大きい企業への支援を強化し、新たなサービス産業の創出に対する支援を引き続き実施するなど、中小企業の活性化を図る必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 国が行うものづくり支援事業や新連携事業の実施に当たっては、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮しつつ、中小企業の経営支援を積極的に進めること。
- (2) 特許流通アドバイザー派遣事業など知的財産の活用支援や、中小企業新事業活動促進法に基づくベンチャー企業等の創業・創造的活動並びに販路開拓等活動に対する支援を継続・拡充すること。
- (3) 中小企業におけるIT化を促進するため、ITセミナー、研修等を充実し、人材の早期育成を図るとともに、IT専門家の派遣や情報機器導入に係るIT貸付、リース事業等の支援策を拡充すること。
- (4) まちづくり三法の改正を踏まえ、コンパクトで賑わいのあるまちづくりと一体的に行われる商業振興策に取り組む商店街等に対する支援を行うとともに、これまで各地域の実状に応じて行われてきた活性化への取組みが引き続き円滑に実施できるよう十分配慮すること。

(5) 地場産業の育成、新産業の創出等に資する科学技術の振興を図るため、大学や公的研究機関等の連携を強化する支援策を講じるとともに、产学研交流連携の中心的役割を果たす人材の養成を図ること。

2 中小企業の経営基盤の強化

依然として厳しい状況にある中小企業を巡る金融情勢を踏まえ、中小企業の経営の安定を図るために、中小企業金融対策を一層拡充すること。

また、信用保証協会の経営に支障を来さないよう必要な支援措置を講じるとともに、信用補完制度の改正に当たっては、円滑な導入が図られ、中小企業の経営の安定に資するよう、十分配慮すること。

【背景・理由】

中小企業の資金繰りの動向については、優良企業を中心に全体としては、緩やかに改善傾向にあるものの、小規模企業、個人事業主及び経営状況の厳しい企業にとっては、依然として厳しいものがあり、構造改革の進展と合わせ、中小企業の創業や再生、経営革新を支援するとともに、経営の安定を図るために、資金供給の円滑化、新たな資金調達の方策等中小企業金融対策の充実を図る必要がある。

国においては、平成17年6月に中小企業政策審議会基本政策部会において了承された「信用補完制度の在り方に関する検討小委員会取りまとめ」に基づき、本年4月に中小企業者の経営状況を加味した保証料の料率体系が導入され、また、今後、金融機関との責任分担と協調を図る制度の導入が予定されているが、導入に当たっては、中小企業への影響に配慮する必要がある。

また、全国の信用保証協会の代位弁済件数及び額は、減少傾向にあるものの、依然として高水準にある。

このような状況の中、今後も中小企業への円滑な融資が引き続き行われるためにも、信用保証協会の経営に支障が生じないよう支援措置を講じる必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 中小企業が社会情勢の変化に的確に対応し、安定した経営を行えるよう、業績主義融資に転換するなど、引き続き不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金供給の転換を図るとともに、金融制度の弹力的な運用や資金供給手法・ルートの多様化等支援策を拡充強化すること。
- (2) 中小企業に対する円滑な資金供給に支障が生じないよう、信用保証協会に対する支援を拡充強化するとともに、信用補完制度の改正に当たっては、円滑な導入が図られ中小企業の経営の安定に資するよう十分配慮すること。
- (3) 中小企業再生支援協議会の機能を強化するなど、中小企業再生支援策の充実強化を図ること。

1 社会資本整備の推進等について

1 高速道路網整備等の推進

国土の骨格を形成する高規格幹線道路等を始めとする道路網整備については、整備計画及び予定路線を計画どおり進めるとともに、早期に整備を図ること。

また、交通渋滞等の道路交通にかかる諸課題への対策を早急に実施すること。

【背景・理由】

道路を始めとする交通社会資本は、活発な社会経済活動を促進し、わが国の一層の発展や豊かな国民生活の実現を図る上で基礎となる重要な基盤であり、その整備の促進が求められている。

国土の骨格を形成する高規格幹線道路（高規格幹線道路網14,000km）や地域高規格道路からなる高速道路網の整備は、救急医療や災害時に必要不可欠な社会資本であるとともに、広域物流の視点からもネットワーク化されて初めて最大限の効果を發揮するものであり、「地方の自立ある発展」の実現のため、国は責任を持って、整備計画の9,342kmを早期に整備するとともに、予定路線である11,520kmなどの整備を着実に推進する必要がある。また、今後の高速道路の整備については、地域の実情を十分踏まえ、安全性を確保しつつコスト縮減に努め、高速道路が将来にわたって基盤となる公共インフラであることを強く認識して、整備を着実に進めるべきである。

こうした状況の中、昨年10月1日に、道路関係四公団が民営化され、高速道路株式会社（6社）と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が設立された。また、平成18年2月7日の第2回国土開発幹線自動車道建設会議では、新たに新直轄方式に切り替わる区間123kmが追加され、既に決定された699kmと合わせて、合計822kmが決定されたところである。

これらにより、各高速道路株式会社及び新直轄方式による整備によって、整備計画9,342kmの建設が進められることとなったが、コスト削減、債務償還の確実な実施、予定路線11,520kmの在り方などの課題も残っているところである。

また、国道や都道府県道等についても、高速道路網と一体となって、地域間、交通拠点間を結び生活の利便性を支える道路網であることから、整備を推進する必要がある。また、鉄道等複数の交通を総合的にとらえて連携を強化し、整備効果を高めること、さらに都市交通対策や地域における円滑な交通の確保、沿道環境の改善、交通安全の確保等の道路交通にかかる諸課題に対しても早急に対策を講じることが必要である。

さらに、これらの道路整備に係る課題に対しては依然として早期の対策が求められていることから、地域において道路が果たす役割や整備状況、地方公共

団体の意見等を踏まえて、所要財源の安定的な確保を図る必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 道路特定財源の見直しに当たっては、地方の声や道路整備の実情に十分配慮し、地方が真に必要としている道路整備を遅らせることがないようになるとともに、道路特定財源については、道路整備のための財源として確保し、地方公共団体への配分割合を高めるなど、地方公共団体における道路整備財源の充実に努めること。
- (2) 高速道路の整備に当たり、国は、建設計画の決定の経緯、計画の見直しが及ぼす影響等を考慮して、責任を持って予定路線 11, 520 kmについて着実に進めること。特に、整備計画 9, 342 km（抜本的見直し区間を含む）や重要な路線については、現在の建設スピードを落とすことなく、早期に整備を進めること。
- (3) 今後の高速道路網の整備の在り方については、国と地方が対等な立場で、その整備主体や規格・手法などの仕組みづくり等について議論する場を継続的に設けること。
- (4) 新直轄方式に係る予算の安定確保を図り、地方負担については、今後も道路特定財源等により適切な措置を講じることとし、実質的な地方負担を生じさせないこと。
- (5) 各高速道路株式会社では、関連企業を含め経営の合理化や効率化に一層努めるとともに、高速道路料金等の弾力的な運用により、安全で利用者にとって使いやすく、環境等に配慮した高速道路を整備し、ネットワーク化に努めること。
- (6) 高度道路交通システム（ITS）の積極的導入等により、交通渋滞解消、沿道環境の改善、交通安全対策等の道路交通の円滑化、環境問題、安全確保に向けた対策を充実すること。
- (7) 高速道路の利用を促進し、地域生活の充実や地域経済の活性化を図るために、スマートインターチェンジ（ETC専用インターチェンジ）の恒久化に向けた地元負担の少ない制度を早期に確立し、整備を促進すること。

2 鉄道整備等の推進

整備新幹線については、整備計画どおり早期完成を図り、高速鉄道網の整備を促進するとともに、並行在来線の健全な運営のため所要の対策を講じること。同時に、新幹線、主要幹線と都市間、地方都市間の輸送の高速化及び相互連携を図ること。

また、都市鉄道等の整備を促進し、鉄道輸送の強化に努めるとともに安全性確保・向上を図ること。

【背景・理由】

交通社会資本整備については、真に必要な事業のより一層効果的・効率的な実施が求められ、高速交通網やこれらを結ぶ鉄道ネットワークを始め、港湾、空港等の複数の交通を総合的にとらえて連携を強化し、整備効果を高めることが必要である。

また、都市交通対策や環境問題への対応、特に脱線事故等の重大事故を踏まえた安全の確保等の諸課題に対しても早急に対策を講じることが重要である。

そのため、新幹線等の高速鉄道の整備、主要幹線を始めとする在来線鉄道の高速化、高速鉄道を含めた相互連携による輸送力の強化、住民の生活や経済活動を支える都市鉄道の輸送力増強、地方鉄道の利便性の確保、交通渋滞対策にとどまらず、市街地の活性化や環境と調和したまちづくりを実現するための有効な手段である、新交通システム（LRT等）の導入等を進める必要がある。

また、需給調整規制廃止に伴う生活バス路線、地方の鉄道路線の維持・確保や離島における航路、空路の維持・拡充についても、生活交通確保の観点から地域の実情を踏まえた対策が必要である。

【具体的な要望事項】

(1) 整備新幹線の取扱いについては、平成16年12月の「政府・与党申し合わせ」に基づき所要の財源を確保し、整備計画どおり早期完成を図ること。

また、JRから経営分離される並行在来線が、将来にわたって安定的な経営を維持するため、資産の無償譲渡等により、初期投資負担を軽減するとともに、貨物鉄道線路使用料に関する調整措置の拡充等により、運営費負担等を軽減すること。

(2) 鉄道輸送の高速化を図るため、フリーゲージトレイン（軌間可変電車）の実用化を進めるとともに、中央新幹線の実現に向けて超電導磁気浮上式鉄道（リニアモーターカー）の実用化を推進すること。

(3) 在来線の輸送改善、新線建設等のために行う公的支援については、支援の対象路線の担う役割、民間と国、地方公共団体それぞれの役割分担を明確化した上で行うものとするとともに、国による新たな支援方策を検討す

るなど制度の充実を図ること。

- (4) 新交通システム（LRT等）の整備を図るため、規制緩和等の導入しやすい環境づくりに努めること。
- (5) 地方バス路線に係る国庫補助対象路線の採択に当たって、地域協議会の判断を尊重し、制度の弹力的な運用を行うこと。また、地方の鉄道路線の経営安定化を図るための支援策を強化すること。
- (6) 畦島空路対策のための新たな法制度を創設するなど、離島航路、空路の維持・充実のための施策を実施すること。

3 港湾、空港等の整備推進及び総合的な物流システムの形成の推進等

港湾、空港等の交通拠点の効果的、重点的な整備を進めるとともに、物流システムの形成を推進するため、道路、鉄道等複数の交通機関との連携を強化し、人や物の輸送の一層の効率化を促進すること。

【背景・理由】

「社会资本整備重点計画」では、「国民のニーズに的確に応え、満足度の向上につながる社会资本の整備を重点的、効果的かつ効率的に推進する。」とされている。

こうした状況を踏まえ、港湾、空港等の交通拠点の整備を効果的、重点的に進めるとともに、物流の分野においては、グローバル化に対応するための国際競争力の強化や情報化への対応、保安対策、環境負荷の低減等の課題に対して、道路、鉄道、空港、海運等の各輸送モードの連携を密接にする観点から総合的な物流ネットワークの形成を促進することが必要である。

【具体的な要望事項】

- (1) 物流システムのグローバル化や人的交流の拡大が進む中、国際港湾施設、国内輸送の拠点となる港湾及び国内外との交流の拠点となる空港の効果的、重点的整備を進めるとともに、物流の分野においては、グローバル化に対応するための国際競争力の強化や情報化への対応、保安対策、環境負荷の低減等の課題に対して、道路、鉄道、空港、海運等の各輸送モードの連携を密接にする観点から総合的な物流ネットワークの形成を促進することが必要である。
また、複合一貫輸送への対応を図るため、道路、鉄道等と一体的に港湾、空港施設の整備を行うこと。
- (2) 規制緩和、電子化等による港湾手続きのワンストップサービス化や港湾物流情報プラットフォームの推進を図り、手続き等の一層の効率化を推進すること。
また、環境負荷低減の課題に対応した循環型社会の実現のため、港湾を拠点とした総合的な静脈物流システムの構築を推進すること。
- (3) 港湾における水際対策・危機管理体制の充実強化を図るとともに、支援策を講じること。
- (4) 地方が所有する既存の港湾施設について、維持管理に対する支援を拡充すること。また、国が管理を委託している国有港湾施設に係る維持管理については、本来管理主体であるべき国が責任を果たすこと。

4 観光振興対策の推進

観光立国確立に向け、訪日観光客の短期滞在査証に係る手続の改善等を進めるとともに、受入体制の整備を図る等、魅力ある政策、観光地づくりを図ること。

また、施策の基本となる観光統計について、迅速化、精度の向上などの整備を図ること。

【背景・理由】

観光は、人々の生活にゆとりを与えるだけでなく、地域活性化、雇用の創出等、経済波及効果が期待されている。

特に国際観光は、国民の国際性を高め、日本文化の国際認識の向上、国際親善、国際平和に貢献するものである。

政府においては、平成15年7月に「観光立国行動計画」を策定し、2010年に訪日外国人旅行者を1,000万人に倍増させることを目標に掲げている。

こうした状況を踏まえ、観光立国の名にふさわしい環境、観光地づくりが求められている。

【具体的な要望事項】

(1) 訪日観光客の増加を促進するため、短期滞在査証（ビザ）の発給に当たり、申請権者や申請先領事館を拡大するなど、手続きの改善等を図ること。

また、訪日外国人が快適で円滑な旅行ができるよう受入体制の整備を図ること。

(2) 観光振興対策の推進のため、施策の基本となる観光統計の整備に当たっては、都道府県における活用に配慮した調査を実施するなど、観光客全体を把握できる精度の高い観光統計基準を整備すること。

5 都市環境整備等の推進

都市環境等の整備を計画的に推進するとともに、都市近郊緑地の保全方策への積極的な対策を講じること。

【背景・理由】

都市では、居住人口の減少や商業環境の変化等を背景として、中心市街地の衰退、空洞化が深刻な問題となっている。

また、都市近郊の住宅団地等においても、人口減少や高齢化の進行により既存の都市基盤の再整備の促進が課題となっている。

これらのことから、都市における良好な生活環境を確保するためにも、都市環境の整備を計画的に進めていく必要がある。

さらに、都市近郊緑地減少の要因となっている平地林・里山林等の転用を抑止するため、緑地を所有することが利点となりうるような対策を講じる必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 人口減少や高齢化が進行している既存の中心市街地や都市近郊の住宅団地等において、多様な世代が快適に生活できる環境への再整備を促進するための支援措置を講じること。
- (2) 相続税・贈与税の納税猶予制度の導入等緑地を所有することが利点となりうるような対策を講じること。

6 下水道等汚水処理施設整備の推進と汚泥の有効利用

下水道の質的向上を図りつつ汚水処理人口普及率を向上させるため、下水道等汚水処理施設整備を積極的に推進すること。

また、増加する汚泥の処理について、その有効利用を促進するための方策の充実を図ること。

【背景・理由】

下水道等汚水処理施設に係る処理人口は年々増加しているものの、地方公共団体間の格差が大きく、郊外集落や農山漁村地域においては、いまだ低い水準にとどまっている。

一方、下水道高普及率の地域であっても、市街化の進展に伴う不浸透域の拡大や局地的な集中豪雨の多発等による浸水被害の増大、閉鎖性水域等公共用水域の水質改善を図るために高度処理や合流改善等の対応が十分でないのが現状である。

加えて、古くから下水道整備を行ってきた地方公共団体にあっては、施設等の更新の時期を迎えている。

これらのことから、今後とも下水道等汚水処理施設整備を積極的に推進する必要がある。

また、下水道等汚水処理施設の普及拡大に伴って増大する汚泥について、有効利用を推進する必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 地方公共団体における下水道や集落排水施設、浄化槽等の整備を推進するため、汚水処理人口普及率の低い地方公共団体において、重点的・効率的に整備が図られるよう、方策を講じること。
- (2) 下水道高普及率地域等における浸水対策、高度処理、合流改善を促進するとともに、施設等の改築・更新を進めるための方策の充実を図ること。
- (3) 汚泥の建設資材化、緑農地利用、エネルギーとしての活用など、その有効利用を促進するための方策の充実を図ること。

7 国土保全対策の推進

国土を保全し、国民生活の安定・向上に資するため、近年の災害の動向に対応した、治水・砂防・地すべり対策事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸保全事業、森林整備事業、ため池関連事業等を重点的、計画的に推進すること。

【背景・理由】

わが国は、その自然的条件から、地震、豪雨、火山噴火などによる災害が発生しやすい地理的特性下にある。昨年度も、台風14号による豪雨や日本海側を中心とする記録的な豪雪などの災害が発生した。

また、スマトラ沖地震のような大規模地震の発生に伴う津波・地震災害の発生のおそれも指摘されているところである。

そこで、安全で豊かな国土づくりを推進するという観点から、激甚な水害・土砂災害が発生した地域や床上浸水頻発地域、災害頻度が高い地域の住民が安心して生活できるようにするために、「社会資本整備重点計画」等に基づき、治水・砂防・地すべり対策事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸保全事業、森林整備事業、ため池関連事業等を重点的に実施するとともに、災害を未然に防止し、被害を抑止するこれらの事業を計画的に推進する必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 治山、治水及び土砂災害対策事業等を計画的に進めるとともに、情報技術を活用した災害に関する情報収集・整理、伝達体制を整備し、住民と行政が相互に情報を共有できるシステムの整備を促進すること。
- (2) 中小河川等における的確な警戒避難体制を確保するため、局地的な短時間集中豪雨に対応した降雨予測体制の充実を図るとともに、これを活用した小流域での洪水予測、土砂災害予測手法の開発と運用を図ること。
- (3) 堤防・護岸等防災施設に係る安全基準の見直しや管理の基準化等による施設機能の維持・強化を促進すること。
- (4) 危険箇所の実態に応じた急傾斜地崩壊対策、危険区域の住宅移転対策等を促進するとともに、その支援の充実を図ること。
- (5) 高潮・津波防波堤や海岸保全施設の整備を促進するとともに、災害関連情報の住民への周知に係る支援の充実を図るなど、港湾等における総合的な防災対策を強化すること。
- (6) 平成19年3月31日をもって期限が切れる「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」について、その延長を図ること。

8 水資源対策の推進

水資源の確保を図るため、将来の水需要を見通した適正な計画を樹立するとともに、水資源開発施設の建設コストの縮減と早期完成を図ること。

また、水利用の安定性を向上させ、異常渇水等に備えるため、既存施設の効果的、弾力的活用や利水者相互の支援体制の整備等を図ること。

【背景・理由】

水資源の確保を図るためにには、将来の水需要を見通した適正な計画を策定する必要がある。

また、水資源開発施設の建設は、多額の費用を要し、長期間に及ぶことから、一層のコスト縮減と早期完成を図る必要がある。

近年、水の有効利用を図るため、既存施設の有効活用等を推進するとともに、あわせて異常渇水等に対応できるよう、利水者相互の支援体制の整備等の対策が必要となっている。

【具体的な要望事項】

(1) 水源地域の指定及び財政特例措置の適用についての基準を実情に即して緩和するとともに、特例措置対象事業の拡大等財政措置を改善すること。

(2) 多額の費用を要する水資源開発施設の建設については、工事に関する情報提供等による事業の透明性を確保し、コスト縮減を徹底するとともに、早期完成を図ること。

(3) ダム補償については、住民の生活再建を確保する観点に立って現行補償制度の見直しを行うこと。

また、生活再建措置については、国、地方公共団体及びダム事業者の責任分担を明らかにするとともに、代替地の確保、生業対策の充実、資金の確保、租税の軽減等を図るため、所要の改善措置を講じること。

(4) ダム群連携、ダムの再開発等の既存施設の有効活用などを推進し、ダムの運用や管理を効果的かつ弾力的に行うことにより、水利用の安定性の向上を図ること。

(5) 異常渇水等に備え、渇水時の情報収集や渇水調整体制の確立、利水者相互の支援体制の整備等の対策を推進すること。

9 社会資本整備重点計画の効果的な推進

社会資本整備重点計画を推進するに当たっては、地方の整備状況、事業の整備効果等とともに地方公共団体の意見を十分踏まえて、事業の重点的、効果的かつ効率的な実施を図ること。

【背景・理由】

社会資本整備の推進については、平成15年4月1日に施行された「社会資本整備重点計画法」に基づき、従来の事業分野別の計画を統合した「社会資本整備重点計画」（計画期間：平成15年度～平成19年度）が平成15年10月10日に閣議決定されたところである。

この計画の推進に当たっては、地方の整備状況、事業の整備効果等とともに、地方公共団体の意見を十分踏まえて、事業の重点的、効果的かつ効率的な実施を図ることが必要である。

〈参考〉「社会資本整備重点計画」に係る公共事業

道路整備事業、交通安全施設等整備事業、鉄道施設整備事業、空港整備事業、港湾整備事業、都市公園等整備事業、下水道整備事業、河川整備事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業等

10 建築確認制度の見直しと環境整備等

建築確認・検査制度の抜本的な見直しを行うとともに、今般の建築基準法の改正により、都道府県知事が行うとされた構造計算適合性判定が確実に実施されるよう、環境整備等を行うこと。

【背景・理由】

構造計算書偽造問題を受け、国民の間に建築物の耐震強度に関する不安が広がり、社会問題となっている。

このような国民の不安を払拭するため、指定確認検査機関には、より責任ある建築確認検査を促す必要があるが、今般の改正建築基準法では、指定確認検査機関が行う確認の法的責任の明確化は盛り込まれていない。

一方、都道府県知事による構造計算適合性判定が義務付けられることとなり、建築確認の過程において都道府県知事が判定を行うこととされているが、知事に代わって判定を行う「構造計算適合性判定機関」の立ち上げや、判定業務のための人材確保・体制整備等には、多くの課題がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 建築確認制度の見直しに責任を持って取り組むとともに、特に、指定確認検査機関が行った確認検査に関し、当該機関に法的責任があることを法律上明確にすること。
- (2) 構造計算適合性判定制度の確実な実施に向け、責任を持ってその環境整備と、指定構造計算適合性判定機関の立ち上げ支援等を行うこと。

2 地方振興の推進について

1 特定地域振興対策の推進

過疎地域、離島等特定地域の振興を図るために、過疎地域の地理的、自然的特性を生かした自立的発展を図り、人口の地方定住を促進し、また美しい自然環境や文化を維持していくためにも、特定地域の振興は必要な施策である。

【背景・理由】

特定地域の地理的、自然的特性を生かした自立的発展を図り、人口の地方定住を促進し、また美しい自然環境や文化を維持していくためにも、特定地域の振興は必要な施策である。

【具体的な要望事項】

過疎地域自立促進対策を始め、山村振興対策、豪雪地帯対策、離島振興対策、半島振興対策を引き続き推進すること。

2 中山間地域の存在意義の明確化及び総合対策の推進

人口減少・高齢化社会に突入したわが国が、今後とも真に豊かな国家としてあり続けるためには、都市部と中山間地域が相互に補完・共生する関係を構築する必要がある。そのため、国家ビジョンとして中山間地域の存在意義を明確に位置付け、総合的な中山間地域対策を推進すること。

【背景・理由】

中山間地域は引き続く人口減少・高齢化の進展や農林水産業など地域産業の低迷により厳しい状況にある。一方、「市場主義」や「効率性」一辺倒の風潮の中、都市部においても青少年犯罪や、悪質金融の問題など、従来では考えられないことが社会問題化するとともに、経済・景気情勢の地域間格差も顕著になるなど、都市部と中山間地域の双方が課題を抱えている。

都市部と中山間地域が自らの特性を生かし、健全にバランスよく発展していくためには、都市部が失った自然や伝統文化が今なお息づく中山間地域の存在意義を国家レベルの視点で認知し、法律や国土形成計画の中で明確に位置付け、豊かで住みよい中山間地域の形成とこうした地域への都市住民の交流や定住を促し、都市部と中山間地域双方の課題解決を図らなければならない。

【具体的な要望事項】

- (1) 食料の供給や水源のかん養、国土・自然環境の保全、安らぎや癒しを提供する地域としてのみならず、都市住民との交流や定住により都市部の課題解決の糸口にもなり得る中山間地域の存在意義と総合的な中山間地域対策の必要性について、今年の秋頃を目途に中間報告を取りまとめる予定の「国土形成計画」に明確に位置付けること。
- (2) 都市住民と中山間地域の交流や移住を促進するため、移転者に対する税制上の特例や中山間地域の地方公共団体が進める交流・移住施策に要する財源を措置すること。また、地方出身者の就職により発展してきた企業が、中山間地域での社会貢献や交流活動を推進できるよう、経済団体や地方公共団体の連携など、必要な環境づくりを進めること。
- (3) 中山間地域での定住に不可欠な安定的な所得を確保できる雇用の場づくりのため、農林水産業と他産業の融合・複合化による産業興しや地域資源を活用した産業振興に向けた生産体制整備、商品開発及び販路開拓などへの支援策を充実強化すること。
- (4) 中山間地域の集落規模が縮小していく中、所有者が地域に不在の農地や森林及び・宅地・家屋が増えるとともに、境界の確認も困難になりつつある実態を把握し、今後の所有権と利用・保全の在り方について、早期に検討を進めること。

(5) 団塊の世代等を活用し、中山間地域の活性化を図るための取組みに対する支援措置を講じること。

1 社会福祉及び保健医療対策等の拡充について

1 社会福祉施策の推進等

あらゆる人々が地域で自立生活を営むことができるよう、福祉コミュニティづくりと公共交通機関や都市施設等のバリアフリー化を一層推進し、ユニバーサルデザインの普及を図るために、地方公共団体の取組みに対する支援策を講じること。

高齢化の急速な進展は、社会経済や社会保障への重大な影響が懸念されることから、高齢者の介護予防及び自立した生活支援のための施策の拡充など高齢者施策の充実を図ること。

なお、新たな介護保険制度を円滑に運営するために必要な措置を行うとともに、介護サービスの基盤整備及び質の向上の一層の推進を図ること。

障害者施策については、障害者自立支援法により新たな障害福祉サービスのしくみとなったことから、障害者の自立と社会参加支援のための施策を更に充実するとともに、障害福祉サービスの十分かつ適切な提供体制の確立を図ること。

生活保護制度の改革を行うに当たっては、地方公共団体の意見を十分反映させること。

【背景・理由】

現在、わが国においては、高齢化が一段と加速し、2014年には4人に1人が65歳以上の高齢者となると見込まれており、社会経済や社会保障への大きな影響が懸念されている。また、障害者や高齢者を始め、すべての人々にとって生活しやすい社会の整備を図ることが課題となっている。

高齢者施策としては、全高齢者の8割強を占める健康な高齢者ができる限り健康を維持し、地域社会で自立した生活が送れるよう支援していくことが不可欠である。

また、介護保険制度については、介護保険法の改正により大幅な制度改正が行われたところであるが、新制度を円滑に実施するための十分な支援策が講じられなければならない。さらに、制度をより円滑にかつ安定的に運営していくため、国及び地方公共団体において、引き続き地域の実情に即した介護サービスの基盤整備及び質の向上の一層の推進を図る必要がある。一方、被保険者・受給者の範囲拡大については、引き続き、幅広く関係者の意見を踏まえ、十分検討を行うことが必要である。

障害者施策としては、「新障害者基本計画」及び「障害者基本計画重点施策実施5カ年計画（新障害者プラン）」並びに障害者自立支援法による「共生社会」を目指す理念を踏まえ、地域の実情に応じて施策を推進し、更に充実して

いく必要がある。

特に、障害福祉サービス事業や施設の新体系への円滑な移行及び安定的な運用を図るとともに、障害者の就労や社会参加を促進し、自立を支援する観点から、身近なところで必要なサービスを確実に利用できるよう、地域における提供基盤全体の底上げが必要である。

一方、障害児に係る施設・事業のサービス体系等については今後の実施状況を踏まえて、適切な見直しが必要である。

また、精神障害者が可能な限り地域で生活できるよう、精神障害者施策の一層の推進を図る必要がある。

さらに、希少性・難治性などにより長期の療養を余儀なくされる難病患者の施策についても充実させなければならない。

生活保護制度については、昨年、「生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会」において議論したものの、国側の一方的な協議打ち切りにより、地方側から行った提言について十分な議論がなされなかつたという状況にあること、また、昨年12月、国と地方公共団体による生活保護適正化に向けた今後の取組みを確認したことを受け、本年2月に国に対し今後の生活保護制度改革に向けた両者の協議を速やかに再開することを要請したところである。なお、現在、全国知事会及び全国市長会合同で「新たなセーフティネット検討会」を設置し、生活保護制度における諸課題について集中的に検討を進めているところである。

【具体的な要望事項】

- (1) 住民参加による地域福祉活動の充実を図るため、福祉教育の充実、ボランティア活動の振興等地域福祉活動の基盤整備を更に促進すること。
- (2) バリアフリー化の推進を図るため、公共的な施設の整備・改善を促進する制度の円滑な運用を図るとともに、鉄道駅のバリアフリー化目標の早期達成など、支援策を拡充すること。また、移動円滑化促進法の実効性の確保とユニバーサルデザインの普及を図るための地方公共団体の取組みに対する支援策を講じること。
- (3) 高齢者が地域で安心して自立した生活が継続できるよう、介護予防施策、認知症対策等の充実を図ること。
- (4) 高齢化が進行している原子爆弾被爆者に対する健康診断事業の検査項目を追加するなど、保健・医療及び福祉関連サービスを充実させること。また、高齢化しているハンセン病療養所入所者にとって切実な問題となっている医師欠員の解消など、療養所の医療・看護体制の充実を図るとともに、同じく高齢化している社会復帰者の医療相談に応じられる体制づくりに努めること。
- (5) 改正介護保険法に基づき、新予防給付や地域支援事業を円滑に実施するため、介護予防サービスに係る人材の育成やサービス提供体制の整備、地域包括支援センター等の関係者に対する研修の実施など、十分な支援

策を講じること。また、必要なサービスの質及び量の確保とともに、低所得者への配慮を十分行うこと。なお、これらの新たな制度の実施に当たっては、地方公共団体の事務負担、財政負担が過重にならないように十分配慮するとともに、介護保険制度に係る交付金や補助金については、自治事務として地方公共団体の自主性・主体性が発揮できるようにすること。

- (6) 過疎地域や離島等の介護報酬については、地域特性や各種サービスの利用の状況を踏まえて、適切に対応すること。
- (7) 介護支援専門員への活動支援と実務能力の向上のため、介護支援専門員に対する支援体制の整備及び研修事業等の一層の充実を図ること。
- (8) 介護保険の被保険者・受給者の範囲の見直しについて、引き続き十分検討し、適切に対応すること。
- (9) 療養病床の見直しについて、介護保険施設への転換等が拙速に行われるこのないよう、関係機関、団体等の意見を十分に集約した上で、適切な措置を講じること。なお、その際、地方公共団体の事務負担、財政負担が過大とならないように十分配慮すること。
- (10) ノーマライゼーションの理念のもと、地域の実情に即した取組みが進むよう、障害者のサービス基盤整備等の各種サービスの充実や相談支援体制の整備を図るとともに、障害者の地域における自立と社会参加に向けた就労支援を強化すること。また、プランについては、障害者自立支援法の施行を踏まえ、地域の取組状況に応じた適切な見直しを行うこと。なお、その際、地方公共団体の事務負担、財政負担が過大とならないように十分配慮すること。
- (11) 各障害の特性を踏まえた、就労や自立を促進する障害福祉サービスの提供体制の確立に向けた取組みに必要な措置を講じるとともに、適切な障害程度区分認定基準や利用者負担額及び負担上限の設定について十分検証を行うこと。また、離島や過疎地域等地理的条件の不利な地域における障害者福祉サービスの円滑な提供に必要な支援を行うこと。
- (12) 精神障害者の退院・退所・社会復帰に向けた総合的な取組みを推進するため、地域生活支援体制の充実を図ること。また、障害児に係る施設・事業のサービス体系等については、発達支援の観点に立って、適切かつ速やかに見直しを行うこと。
- (13) 難病対策は、国において全国的な制度として実施されるべきものであることを踏まえ、特定疾患治療研究事業の対象疾病を拡大するなど、難病を有する者に対する保健・医療及び福祉関連サービスを充実させるとともに、法制度化等による制度の安定化を図ること。また、特定疾患治療研究事業にかかる地方の超過負担を早期に解消すること。
- (14) 生活保護制度の改革を行うに当たっては、国と地方公共団体の協議を速やかに再開し、地方公共団体の意見を十分反映させること。

2 保健医療体制の整備等

医療を取り巻く環境の変化に即し、地域の実態を十分考慮した医療提供体制の体系的整備を図ること。特に、全国的に深刻な状況に陥っている医師不足の改善を図るために、地域及び診療科における医師偏在の解消を始め、抜本的な医師確保対策を講じること。

また、へき地医療など地域における重要な役割を担う自治体病院等については、その経営の健全化を推進しやすい環境を整備するなど支援策を講じること。

さらに、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、医療保険制度の改革等を引き続き着実に行うこと。特に、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を早期に提示するとともに、改革に当たっては、地方公共団体の意見を十分に反映するように努めること。また、国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

【背景・理由】

わが国においては、国民皆保険制度の下で、国民が安心して利用しやすい医療提供体制が整備され、世界最高水準の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきた。

しかし、最近におけるめざましい医療技術の進歩、急速な高齢化の進展、国民の生活水準の向上や意識の変化など医療を取り巻く環境は著しく変化しており、これに対応した医療機関などの機能分化、役割分担等が適正に行われるよう、その体系的整備を推進する必要がある。また、へき地等における深刻な医師不足、地域間あるいは診療科目間の医師の偏在が大きな問題となっているため、医師確保策を確立するとともに、医療施設の整備に当たっては、多様化する医療ニーズに対応することが必要である。さらに、へき地医療、小児医療、救急医療等の不採算分野を担っている自治体病院等について、経営健全化の促進及び地域の特性を考慮するなど、その役割を踏まえた対策を講じるべきである。

一方で、わが国の医療は世界有数の水準に達しているものの、国民総医療費は、人口構成の高齢化や医療技術の高度化などにより年々増大し続けて、現在、約32兆円（国民所得の9%程度）の規模となっており、そのうちのおおむね3分の1が高齢者に係る医療費となっている。また、国民健康保険の財政状況は、少子高齢化の進展や就業構造の変化などにより極めて厳しい状況にある。

このような中、平成17年12月に決定された政府・与党医療改革協議会による「医療制度改革大綱」に基づき、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等を盛り込んだ医療制度改革関連法

が今国会で成立したものの、医療保険制度の一元化に向けた明確な道筋が示されていない現状にあり、今後、改革を進めるに当たっては、地方公共団体の意見を十分に反映させる必要がある。

さらに、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な事項などを定めた健康増進法に基づき、健康づくりを積極的に推進することが必要である。また、国は、医療費適正化の推進について、生活習慣病予防対策を主要な課題として位置付けているが、生涯にわたる健康増進、疾病予防対策の体系的な整備が必要である。

一方で、新型インフルエンザやSARSなどの感染症対策については、医療機関、行政、社会福祉施設等の連携体制を整備し、迅速かつ的確に対応していかなければならない。

【具体的な要望事項】

- (1) 国立病院・療養所の運営に当たっては、医療提供体制の体系的整備を推進する観点及び、これまでの地域医療の担い手としての役割を十分踏まえて対応すること。
- (2) 社会的要請の強い救急、へき地、周産期、小児等の医療の充実を図ること。特に、地域及び診療科における医師偏在の解消のための抜本的な対策として、へき地・周産期など地域医療で特に必要性の高い分野における一定期間の診療経験を医療機関の管理者となる要件にすることなど、具体的な対策を講じるとともに、へき地医療を担う医師を一人でも多く養成するため、自治医科大学の入学定員の増員を図ること。また、女性医師が出産や育児と両立して働くことができるよう、就業環境の整備のために必要な措置を講じること。
- (3) 小児科医、産婦人科医、麻酔科医、看護師、理学療法士等医療従事者の養成確保・資質の向上を総合的に推進すること。また、大学教育から後期研修の各段階で、へき地に勤務する医師を養成する仕組みづくりを行うこと。
- (4) 医師の標準数については、病院の持つ機能や慢性期・急性期などの患者の特性に応じた設定を行うとともに、医師確保が困難な地域については、病院の開設許可等に当たっても特例措置を講じること。
- (5) 産科を志望する若手医師が減少する中で、その原因の一つである周産期訴訟問題を解消する手段としての無過失補償制度（NFC）を国において創設すること。
- (6) へき地医療、小児医療、救急医療などを担う自治体病院の役割を踏まえ、社会保険診療報酬を適切に見直すとともに、自治体病院の再編等については、地域における医療機関ネットワークの形成が適切に図られるよう必要な施策を講じること。
- (7) 医療保険制度の改革については、地方の意見を十分に反映させ、国の責任において、医療保険制度における構造的問題の具体的な解決策を講じる

とともに、負担と給付の公平化、安定した制度運営を将来にわたって確保するため、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を早期に提示すること。また、三位一体の改革により平成17年度から国民健康保険制度に都道府県負担が導入された上、今回の医療制度改革においても新たな高齢者医療制度の創設において、都道府県に新たな財政負担が強いられ、財政的負担が転嫁される結果となっている。安定的な制度運営のため、地方の意見を十分に尊重し、国が応分の負担をするよう制度の見直しを行うこと。

- (8) 「健康保険法等の一部を改正する法律」の具体化に当たっては、国、都道府県、市町村及び広域連合の役割を明確化するとともに、各医療保険制度における財政運営の安定化が図られるよう配慮すること。なお、その際には、地方の意見を十分に反映させること。
- (9) 増大し続ける医療費総額について、その要因の解明や課題の分析を行い、国としての適正化方策を示すとともに、適正化の推進に当たっては、医療費に多大な影響を与える診療報酬等に権限を有する国が主導的な役割を果たすこと。また、健康増進法の理念を十分周知し、国民自らの生涯にわたる健康づくりに対する支援を行うこと。また、地方公共団体が行う生涯を通じた健康増進、疾病予防対策を効果的に推進するため、老人保健法、労働安全衛生法などに基づく制度間の整合を取るよう見直しを行うなど、取り組みやすい環境の整備を促進すること。また、老人保健事業で実施している健診・保健指導等が医療保険者に義務化されるに当たっては、円滑になされるよう国において適切な対策をとること。
- (10) 防疫及び新型インフルエンザ等の感染症発生時の対策について充実を図るとともに、必要な支援を行うこと。また、結核予防法の感染症法への統合に伴う政省令等の見直しに際しては、結核の実態及び自治体や医療関係者の意見を十分に踏まえること。

2 次世代育成支援対策の推進について

社会保障給付費における児童・家族関係給付を充実させ、子どもを生み育てることについての経済的支援や、すべての親子を対象とした子育て支援サービスなど、子ども・子育て家庭に対する支援を大幅に強化すること。

また、男性も女性も仕事と子育てが両立できるよう、企業における働き方の見直しや従業員への支援が進むような施策を強化するとともに、出産・子どもの成長に合わせた多様な働き方が自らの選択によりできるよう雇用環境の改善を図ること。

さらに、子どもを生み育てることについてのポジティブ・キャンペーンや、あらゆる主体の参加と連携により、国民運動等の機運づくりを展開すること。

【背景・理由】

少子化の流れを変えるため、国においては、「少子化社会対策大綱」に基づき重点施策の具体的実施計画（子ども・子育て応援プラン）を策定し、地方自治体や事業主の一部においても、「次世代育成支援対策推進法」の規定に基づき行動計画を策定し、それぞれが連携しながら各種取組みを推進しているところである。

しかしながら、平成17年の合計特殊出生率は過去最低を更新し、人口も減少に転じるという厳しい状況の中で、次世代育成支援対策は、わが国にとって最重要の課題となっており、第2次ベビーブーム世代が30代前半となっている今、目に見える形での対策の強化が求めらる。

このような状況を踏まえ、国においては、「新しい少子化対策について」を決定し、7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」にも反映されたところであるが、早急にあらゆる分野での取組みを総合的に進め、社会全体で次世代育成を支援していくことが必要である。

【具体的な要望事項】

(1) 社会保障給付費における児童・家族関係給付を充実させ、子育て家庭に対する手当の充実、特に乳幼児期の手当の充実を国費により図るとともに、育児休業中の所得保障の充実を図ること。あわせて、所得税の税額控除制度の新設など、子育て支援税制を実施すること。

また、不妊治療費、妊娠婦健診費及び妊娠出産費への助成拡大又は医療保険適用、乳幼児医療費の負担軽減、並びに多子世帯等に対する保育料の軽減を図ること。あわせて、現物給付方式により乳幼児医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担金の減額措置を廃止すること。

さらに、奨学金制度を拡充するとともに、奨学金の返還金を所得税の所

得控除とするなど、子どもが教育を受ける期間に係る費用の負担を軽減すること。

- (2) 多様な保育サービスや放課後児童クラブ、つどいの広場や地域子育て支援センターなど、子育て支援サービスの充実を図るために予算を大幅に増やすとともに、放課後児童クラブの運営の基準づくりなど、子育て支援サービスの質の向上のための施策を行うこと。

また、保育所と幼稚園、放課後児童クラブとすべての小学生を対象とした地域子ども教室など、福祉施策と教育施策とで対象者が重なっているものについて、地域の実情に応じた総合的な施策の展開が図られるよう見直しを行うとともに、子育て支援の施設と高齢者や障害者の施設の複合化を推進すること。

- (3) 産科、小児科医の確保や子どもの安全対策の強化など子どもが健やかに育つ環境づくりを進めること。

また、中高生の頃から、子ども・子育てや命の大切さを学ぶようにするとともに、乳幼児との触れ合いの機会を増やすなど、次代の親育ての取組みを進めること。

さらに、子どもを健やかに生み育てる女性の健康支援策を推進すること。

- (4) 企業において働き方の見直しや従業員への支援が進むよう、子育て支援に積極的な企業に対する法人税の優遇措置の創設、一般事業主行動計画の策定義務の300人以下の企業への拡大、及び行動計画の公表義務付けを行うこと。

また、21世紀職業財團の助成金の財源枠の拡大、要件緩和や手続きの見直しなど中小企業等への助成制度を充実すること。

- (5) 地位・身分の保障や職場復帰の円滑化など育児休業が取りやすい仕組みづくり、短時間勤務の普及、働き方に見合った均衡待遇の推進、再就職の支援など、出産・子育てに合わせた多様な働き方ができるよう雇用環境の改善を図ること。

また、男性に特化した育児休業制度の導入の検討など、男性の働き方の見直しを促進すること。

さらに、国と地方の労働行政の情報の共有化、役割分担の見直しを行うこと。

- (6) 勤労観・職業観の育成、就労支援の強化、ニート・フリーター対策など、若者の経済的自立を促し、未婚化・晩婚化の要因の解消を図ること。

- (7) 子どもを生み育てるについてのポジティブ・キャンペーンや、結婚について国民的関心を惹起するための取組みを行うこと。

また、あらゆる主体が次世代育成支援に参加する国民運動等の機運づくりを展開すること。

3 人権の擁護に関する施策の推進について

すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させ
るため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、
早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。
特に、児童・女性・高齢者の虐待を容認しない社会意識を形成
するための教育・啓発の充実に努めるとともに、必要な支援措置
を講じること。

【背景・理由】

人権教育・啓発については、国及び地方公共団体を始め学校や職域などそれ
ぞれの機関等で取り組んできているが、いまだ様々な人権にかかる不当な差
別その他の人権侵害が見受けられることから、引き続き、人権教育・人権啓発
活動を推進していくとともに、早急に、実効性のある人権救済制度を確立しな
ければならない。

さらに、児童虐待については、虐待の防止から早期発見、保護などの課題に
関しても、引き続き適切に対応するとともに、家族再統合及び子どもの自立に
対する支援についても、必要な措置を講じる必要がある。

また、配偶者等からの暴力については、その防止と被害者の保護及び自立支
援について、引き続き迅速な対応とその実効性の向上が求められている。

なお、近年深刻化している高齢者虐待については、高齢者虐待の防止、「高
齢者の養護者に対する支援策等に関する法律」が施行されたが、新制度の円滑
な実施を図るため、十分な支援策が講じられなければならない。

【具体的な要望事項】

- (1) 人権侵害による被害者を救済するため、実効性のある人権救済制度を早
急に確立すること。
- (2) 女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・外国人・ハンセン病患者等
にかかる不当な差別、その他の人権侵害を早急に解消するため、「人権
教育・啓発に関する基本計画」に基づき、教育・啓発を総合的かつ計画的
に推進すること。また、諸施策の実施状況を点検し、その結果を基本計画
の見直しに適正に反映させること。
- (3) 児童虐待の防止及び虐待を受けた児童に対する適切な保護など諸施策の
実施に当たっての支援策等必要な措置を引き続き講じるとともに、家族再
統合並びに子どもの自立に対する支援についての体制整備を図ること。
- (4) 配偶者等からの暴力を受けた被害者の自立支援については、国の責務と
して全国的に一定の水準を確保するための施策を示すこと。また、加害者
の更生に向けたプログラムを早急に作成すること。
- (5) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の円滑

な実施のため、法務関係者や関係機関との連携体制の構築、専門的知識を有した人材の確保、養成などに対する必要な支援策を講じること。

4 雇用対策の推進について

依然として厳しい雇用情勢に対応した機動的かつ効果的な雇用の安定的確保対策や離職者対策を一層強力に推進すること。

【背景・理由】

最近のわが国経済は、緩やかに回復を続けているが、一部地域においてはその足取りに遅れがみられている。雇用情勢は、完全失業率が低下傾向で推移するなど改善がみられるものの、依然として高水準であり、厳しい状況が続いている。特に若年層の完全失業率は、全体の倍近く、高い離職率や多数のニートやフリーターなどが社会問題となっている。若者の働く意欲を喚起し、能力を高めるために、若者自身はもとより、経済界、教育界、地域社会、政府等の関係者が統一的な方針の下、戦略的に取り組んでいくことが必要となっている。

国においては、雇用のミスマッチ縮小や若年者の就職を重点とする各種雇用施策を推進しているところであるが、引き続き、雇用対策連絡調整会議等を通じて、国と地方公共団体との連携を一層密にするとともに、公共職業安定所やジョブカフェ等を通じた施策を充実し、雇用を安定的に確保する必要がある。

また、障害者自立支援法が本年度から施行されるとともに、障害者の法定雇用率に精神障害者が加わったが、障害者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できる社会を実現するため、障害者の就労支援がますます重要になっていく。

【具体的な要望事項】

- (1) 若年者、女性、中高年齢者及び障害者等の雇用・就業機会の確保・拡大や再就職・起業支援など適切な能力開発・就業支援の充実強化を図ること。特に若年者の社会的自立促進のためのジョブカフェ関連事業の拡充強化、障害者自立支援法施行に伴う障害者の就労支援については十分配慮すること。
- (2) 都道府県が地域の実態に即し、総合的な雇用・就業対策を実施できるよう、公共職業安定所の有する雇用情報等の更なる積極的な提供に努めること。
- (3) 都道府県労働局及び公共職業安定所においては、地方公共団体との積極的かつ有機的な連携の強化に努め、地域の実情に応じたきめ細かな取組みを開展すること。

5 教育施策の推進について

1 教育改革の推進

地方公共団体が、自主的・自律的に地域に根ざした特色ある教育行政を実現することができるよう、国においては、その趣旨を踏まえた教育改革の国民の理解・普及など、環境の整備を一層推進すること。

また、地方分権の趣旨を踏まえて地方の自主性の向上が図られ、地域における教育が更に充実したものになるよう、地方公共団体の円滑な行財政運営に十分配慮した適切な施策の展開を図ること。

さらに、中核市等への県費負担教職員の人事権移譲を検討するに当たっては、地方の意見を十分踏まえること。

【背景・理由】

平成13年1月、文部科学省は「教育改革国民会議」がまとめた最終報告の提言を受け、教育改革の推進のための具体的な主要施策等を示した「21世紀教育新生プラン」を発表した。

この「21世紀教育新生プラン」に基づき、奉仕体験活動の促進、保護者や地域に信頼される学校づくり、優秀な教師の育成などを図るため、「学校教育法」、「社会教育法」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」等が改正されたほか、「小学校設置基準」、「中学校設置基準」が制定された。また、文部科学省は平成18年1月に平成17年10月の中央教育審議会の答申を踏まえ、今後の義務教育改革のために重点的に取り組むべき関連施策をとりまとめた「教育改革のための重点行動計画」を策定した。

平成13年度の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により実施された第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が平成17年度をもって完了し、新たな定数改善計画は総人件費改革を巡る議論の中で策定されなかつたが、更に基礎学力の向上を図るため、少人数指導を行うなど、今後の多様な教育の展開に対応するため、地方の意見を反映した次期教職員定数改善計画の策定が必要である。

さらに、知育・德育・体育のほかに、それらの基礎とも位置付けられる「食育」が加わり、その総合的かつ計画的な取組みが推進され、平成17年度からは栄養教諭制度の開始のほか、食育基本法の施行とこれを踏まえた食育推進基本計画が策定されるなど、食育の充実が図られている。

一方、完全学校週5日制の下で学力低下が懸念されていることを受けて、教育の成果と課題などの結果検証を目的とする全国的な学力調査の実施に向けた検討や学校評価の活用により、学校運営の改善や開かれた学校づくりの推進に取り組んでいるが、教育改革の一層の推進のためには、国民の理解・協力が不可欠であ

る。

また、平成16年11月の三位一体の改革に関する政府・与党合意において、義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持するとの方針の下、「費用負担についての地方案を活かす方策」を検討し、また教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討するとされ、中央教育審議会義務教育特別部会に委員として地方六団体の代表者3名が出席し、義務教育の制度・教育の在り方のほか、国と地方の役割・関係の在り方、学校・教育委員会の在り方等について審議が重ねられた。

中央教育審議会は平成17年10月、現行の負担率二分の一の国庫負担制度は優れた保障方法であり今後も維持されるべきとする「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」を決定した。

平成17年11月の三位一体の改革に関する政府・与党合意では、地方の改革案及び中央教育審議会答申を受け、「義務教育制度については、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。その方針の下、費用負担について、小中学校を通じて国庫負担の割合は三分の一とし、8,500億円程度の減額及び税源移譲を確実に実施する。また、今後、与党において、義務教育や高等学校教育等の在り方、国、都道府県、市町村の役割について引き続き検討する。」とされた。

さらに、平成17年12月に中央教育審議会から「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（答申）が出され、これを受けて盲・聾・養護学校制度の見直しや、小・中学校における制度的見直し、教員免許制度の見直しについて本年6月、学校教育法等の改正が行われたが、地方において多様な教育が可能となるような制度の充実が必要である。

加えて、文部科学省は平成17年10月の中央教育審議会の「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当である。」とする答申を受け、教職員人事権の中核市等への移譲を検討しているが、都道府県内の教育力の地域格差が生じるおそれなどがあるため、検討に当たっては、地方の意見を十分に聞く必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 教育改革の趣旨や内容について、国民に対する説明を十分に行うなど、普及活動の徹底を図ること。
- (2) 地方の自主性の向上を図り、私立学校振興をも含め、諸施策をより一層効果的に展開できるよう、地方公共団体の行財政運営に十分配慮した施策を実施すること。
- (3) 地方の意見を反映した次期教職員定数改善計画を早期に策定、実施すること。
- (4) L D ・ A D H D ・ 高機能自閉症等を含む障害のある児童・生徒の教育制度の実施に当たっては、地方の実情に応じた学習の場の設置・運営の在り方やそれに伴う人的配置、あるいは教員の専門性の向上や医療・福祉等の専門家

の積極的な活用など、地方において柔軟な教育が可能となるよう必要な措置を講じること。

また、特別支援教育の充実に向け、盲・聾・養護学校（特別支援学校）及び小・中・高等学校に、特別支援教育コーディネーターとして専門的な担当教員を配置するなど必要な措置を講じること。

- (5) 国は、中核市等への教職員人事権の移譲を検討するに当たっては、地方の意見を十分踏まえること。

- 2 政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直し**
政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直しについて早期に検討を行うこと。
制度見直しのスケジュールを早期に提示すること。
その際、道府県が広域的調整を図る仕組みを構築すること。

【背景・理由】

現在、政令指定都市における県費負担教職員の人事（任命）権は政令指定都市が有し、都道府県が給与負担（給与の支出責任）をしているため、任命権者と給与負担者が異なるという「ねじれ」状態にある。

この問題の解消が進んでいない中で、最近の動向として、平成17年10月の中央教育審議会の答申やその後に国から出された「義務教育の構造改革スケジュール」では、中核市等への人事権の移譲が主な論点とされているが、政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直しをせずに中核市等への人事権の移譲のみを行った場合には、「ねじれ現象」の一層の拡大を招くこととなる。

地方分権の観点からも、現在の教職員の任命権に加え、教職員の給与負担とその財源を税源移譲等により移譲するとともに、学級編制基準・教職員定数の設定権限等を移譲し、政令指定都市に一元化することで、県の関与が縮小され、政令指定都市が自主的、主体的な教育行政を展開することが可能となるものと考えている。

そのため、中核市等への人事権の移譲の検討に先立ち、まずは政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直しについて早期に検討する必要がある。

【具体的な要望事項】

教育における地方分権を進め、政令指定都市が自主的・主体的な教育行政を展開することができるよう、中核市等への人事権の移譲の検討に先立ち、まずは政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直しについて早期に検討すること。

また、道府県から政令指定都市に円滑に事務等が移管されるよう、制度見直しのスケジュールを早期に示すこと。

その際、人材や教育水準等の確保の観点から、道府県が政令指定都市とその他の市町村との広域的調整を図る仕組みを構築すること。

3 国民体育大会の在り方

国及び財団法人日本体育協会は、開催都道府県の意見を十分反映して国民体育大会の活性化・効率化に向けて継続的に改革を推進するとともに、開催にかかる経費を応分に負担すること。

【背景・理由】

競技レベルの低下、メディアの発達による国内大会への関心の相対的な低下、過剰な施設整備への批判など、国民体育大会を巡っては様々な課題があり、財団法人日本体育協会を中心に順次、改革が進められている。しかし、改革の検討・実施に当たって、開催都道府県が直接意見を述べる機会がない。

また、国民体育大会は、スポーツ振興法の規定に基づき、国、財団法人日本体育協会及び開催都道府県の三者共催となっているが、国体開催に係る財政的な負担のほとんどを開催都道府県が担っており、国及び財団法人日本体育協会は主催団体として応分の負担をする必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 国民体育大会の改革を推進するに当たっては、開催都道府県の意見を十分反映できるよう努めること。
- (2) 国及び財団法人日本体育協会はスポーツ振興法の理念に基づき、国体開催経費の応分負担をすること。

1 資源エネルギー対策の推進について

1 エネルギー政策の総合的、計画的推進及び国民的合意の形成

国は、エネルギーが国民生活や産業活動に欠くことのできない重要な基盤であることにかんがみ、世界的なエネルギー需給構造の変化等を踏まえ、エネルギーの安定供給確保を図ることを第一義的目標として、国内対策、対外対策を総合的、計画的に推進すること。

また、エネルギー政策の推進に当たっては、安全の確保や環境保全に十分配慮しながら、省エネルギー政策や新エネルギー政策を推進するとともに、エネルギー政策について国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うこと。

【背景・理由】

現代社会は、安定したエネルギー供給を基礎として成り立っている。

しかしながら、日本のエネルギー輸入依存度は先進国の中でも非常に高い水準にあり、為替レートの変動や輸入相手国の国情の変化等により、国民生活に大きな影響が及ぶなど、わが国のエネルギー供給構造は脆弱である。

このような中、国際エネルギー市場の構造的な需給逼迫が中長期的に継続する可能性や、一時的な市場混乱要因・混乱増幅要因の多様化等が指摘されており、各国においてエネルギー戦略の再構築が活発化するなど、安定供給を図る上から、エネルギー政策に戦略的に取り組む必要がある。

一方、平成14年8月に発覚した電気事業者の不正問題以降、平成16年8月の美浜発電所の配管破損事故など、原子力発電所の運転停止と原子力に対する信頼の失墜、それらによる発電施設の設置計画から立地までの長期化等エネルギーの安定供給の障害となる事態が発生している。

また、平成17年2月には、国際的な温室効果ガスの削減目標等を定めた京都議定書が発効するなど、環境保全にも対応したエネルギー政策が求められている。

国民が豊かな生活を安心して安定的に営むためには、輸入相手国との幅広い関係強化を図り、エネルギーの安定供給の確保に努めるとともに、エネルギー基本計画等に基づき、国民や地方公共団体等の意見を十分取り入れながら、省エネルギーの推進や新エネルギーの導入拡大を図ることが求められている。

特に、エネルギー政策の推進に当たっては、公開を大前提として、広く国民に情報を提供するなど、国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うことが重要である。

【具体的な要望事項】

(1) エネルギー政策の推進に当たっては、国際的なエネルギー情勢の変化等

を踏まえつつ、我が国におけるエネルギーの安定供給確保を図ることを第一義的目標として、国内対策、対外対策を総合的、計画的に推進すること。

また、エネルギー政策の策定に当たっては、政策決定プロセスの透明化を図り、国民、地方公共団体の意見を十分取り入れ、国民の理解と合意を得られるよう最大限に努力すること。

(2) エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するため、新エネルギーの開発利用及びエネルギー技術に関する研究開発を推進すること。

(3) 国民が広くエネルギーに対する理解と関心を深めることができるよう、情報公開とエネルギーに関する知識の普及・啓発等を図ること。

なお、石油貯蔵施設の周辺地域における住民の福祉の向上を図るため、石油貯蔵施設立地対策等交付金制度について、地元の自主的、弾力的な運用が図られるよう、制度を改善すること。

2 電源立地対策の推進

電源地域の恒久的、広域的、自立的な振興を図るため、各省庁が一体となって生活環境・産業基盤の整備等を推進すること。

また、電源三法交付金制度について、地域振興を図るため、関係自治体の自主的、弹力的な活用が可能となるよう制度を改善するとともに、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づく振興計画を着実に推進すること。

【背景・理由】

電気の安定供給は、わが国の経済、国民生活の基盤となる重要な課題であることから、供給を担う発電施設等の立地に当たっては、その周辺地域の自立的な振興を図るため、各省庁一体となって生活環境・産業基盤の整備等を推進する必要がある。

また、電源三法交付金制度について、電源地域のニーズに適切に対応できるよう制度の改善を図ることが必要である。

さらに、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づく振興計画については、特例措置が受けられない事例があるなど、その着実な実施に向けた環境が厳しさを増している。

【具体的な要望事項】

- (1) 電源立地地域の住民及び地方公共団体に対し、安全・安心を大前提に十分な理解を得ながら発電所の立地、運転を進めること。
- (2) 電源三法交付金制度について、交付単価、交付限度額の引上げ及び対象地域の拡大を行うとともに、地元の自主的、弹力的な運用が図られるよう制度を改善すること。
- (3) 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づく振興計画については、事業の採択や特例措置適用事業を確実に実施するほか、制度の拡充や地域の実状に応じた弹力的且つ実効性のある運用に努め、その着実な推進を図ること。

3 新エネルギー開発利用の推進

新エネルギーの総合的な開発利用を推進するため、技術開発や導入支援を継続・拡充するとともに、事業者等による廃棄物発電（RDF発電等）、風力発電、太陽光発電、バイオマス発電、燃料電池等の導入が一層進むよう適切な措置を講じること。

【背景・理由】

エネルギーの安定供給と地球環境問題への対応は、いずれも避けられない重要な課題であり、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」及び同法に基づく基本方針、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」等に基づき、新エネルギーの開発利用を促進する必要がある。中でも自然エネルギーの活用は将来に向けての大きな課題であり、地方公共団体等を始めとする先行的な取組みを一層進める必要がある。

また、新エネルギーの導入を促進するためには、地方公共団体等と連携した普及啓発活動の推進や、導入の障害となっている各種法規制の緩和を図るとともに、新エネルギーによる発電事業を行う者の負担が過大とならないよう、発電設備に対する支援措置が必要である。

【具体的な要望事項】

- (1) 新エネルギーの技術開発や導入、税制・金融面の支援を拡充すること。
- (2) 事業者等による廃棄物発電、風力発電、太陽光発電、バイオマス発電、燃料電池等の発電設備に対する支援措置を拡充すること。
- (3) 電気事業者による新エネルギー等の電気買取量の拡大を促進すること。

4 原子力政策についての国民の信頼と理解の促進

原子力政策を進めるに当たっては、エネルギー供給における原子力の果たす役割、意義等について国民の信頼と理解が得られるよう情報公開や広報に取り組むこと。

特に、原子力発電所等の安全性、必要性等に関する詳細な情報公開の促進に努めるとともに、核燃料サイクルの取り組むに当たっては、国民の理解を得ながら進めること。

【背景・理由】

原子力政策については、国のエネルギー政策の展望を明らかにした上で、原子力の意義や役割を分かりやすく国民に示し、十分な議論を積み重ねて国民の理解を醸成することが肝要である。平成17年に原子力委員会によって策定された「原子力政策大綱」に基づき、更に国民の信頼と理解を得るよう努力して行く必要がある。

特に、原子力発電所等については、事業者の不正問題や美浜発電所の配管破損事故等により、国民の原子力に対する信頼が大きく損なわれた状況下にあって、安全確保や防災等の幅広い情報を地域住民はもとより広く国民に公開し、説明するとともに、コミュニケーションを増進し、信頼の回復を図ることが急務である。

また、「原子力政策大綱」においては、使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用することが基本方針とされたが、このことについては、いまだ国民の理解が十分に得られているとは言えない状況にあり、今後、取り組んでいくに当たっては、国民の理解を得ながら進める必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 政府や国民が、エネルギー供給における原子力の意義、役割等について十分に議論できる多様な機会を設けること。
- (2) 環境とエネルギー・原子力について、小学校など早い時期から教育を進めること。
- (3) 原子力発電所等について、許認可、事故、故障、軽微事象を含む安全に関する幅広い情報の公開を徹底すると同時に、地方公共団体との連携を強め、より詳細な情報を迅速に伝達、提供すること。また、そのように施設設置者を指導すること。

特に、平成14年8月の電気事業者の不正問題、平成16年8月の美浜発電所の事故、その後における小規模な事故やトラブルの頻出にかんがみ、引き続き安全対策に努めるとともに、地域住民や国民に対する十分な説明や情報公開に取り組み、信頼の回復に努めること。

5 原子力発電所等の安全確保

原子力発電所等における品質保証体制の確立、新たな知見を踏まえた安全審査・検査の充実、審査・検査に係る情報の公開、共有化等を図り、その安全性、信頼性の確保に万全を期すること。

なお、使用済燃料の発電所内での貯蔵が長期化しないよう、発電所外での新しい中間貯蔵施設の建設に向けての立地の促進等に積極的に取り組むこと。

また、特定放射性廃棄物の最終処分については、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」に基づき政府一体となって事業の推進に取り組むこと。

【背景・理由】

原子力発電所等の安全性、信頼性の確保は、国民社会と原子力の調和にとって必要不可欠な条件である。平成11年9月のJCO臨界事故や平成14年8月に明らかになった電気事業者の不正問題を受け、「原子力災害対策特別措置法」の制定や「電気事業法」及び「原子炉等規制法」における、設備の健全性評価の義務付けや罰則の強化等が行われた。しかしながら、平成16年8月にも美浜発電所において配管破損事故が発生しており、安全及び信頼の確保を図るため、これら関連する法令等に係る安全規制、審査・検査、通報等の厳格な運用が強く求められている。

また、放射性廃棄物の処理・処分について、その方法を確立し、安全性を明確に示すことは、原子力に対する信頼を確立する上で極めて重要である。

そのため、「原子炉等規制法」、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」等に基づく適切な処理・処分の方法を研究開発し、早期に適正な処理・処分の事業化を図ることが求められている。

【具体的な要望事項】

- (1) 国は、安全規制の責任が十分果たせるよう、安全規制を行う組織の独立性を高めるなどその在り方の見直しを図り、原子力安全規制の機能・体制を充実強化すること。
- (2) 原子力保安検査官制度を活用し、人為事故の発生防止に努めること。
- (3) 事故・故障等異常時における地方公共団体への通報義務を国と同様の内容により制度化し、国民に対する情報公開に万全を期すること。
- (4) シビアアクシデント対策は、その趣旨を住民に十分説明し、その理解を得ながら進めるよう事業者を指導すること。
- (5) 高経年化対策検討委員会の最終報告書に盛り込まれた対策を着実に実施するとともに、今後の知見の適確な反映や適切な時期の見直しを行うなど、高経年化炉の安全対策に万全を期すること。

- (6) 原子力安全委員会における耐震指針の検討結果を踏まえ、既存施設の再チェックや新設施設の実証試験など、耐震安全性に対する信頼性の一層の向上に積極的に取り組むこと。
- (7) 原子力発電環境整備機構による最終処分施設の建設を促進すること。
- (8) 廃炉の処理基準の策定及び処分について、安全かつ恒久的な方法を確立するとともに、早急に関係法令等を整備すること。
- (9) 原子力発電所以外の事業所に保管されている低レベル放射性廃棄物の処分体制を早期に確立すること。
- (10) 輸入MOX燃料の安全規制について、抜本的強化対策を講じ国による厳正な安全確認を行うとともに、製造時の品質管理を徹底するよう事業者に対して厳正に指導すること。

6 原子力防災対策の充実

「原子力災害対策特別措置法」の趣旨を踏まえ、原子力防災対策の実効性をより一層高めるよう取組みを進めること。

また、原子力発電所等に対するテロ行為等の防止対策について、国民保護法に基づく国民の保護に関する基本指針や国民保護計画をも踏まえ、住民の安全の確保と不安の解消を図るため、関係機関が一体となってより一層の防護対策を講じること。

【背景・理由】

「原子力災害対策特別措置法」の趣旨を踏まえ、国、地方公共団体、事業者が連携してその実効性をより一層高めることが求められている。

そのため、原子力発電所等における安全確保のための取組みを踏まえ、原子力防災対策の特殊性を考慮しながら、万一事故が発生した場合においても周辺住民の生命、健康等への被害を最小限に抑えるための対策強化を図る必要がある。

また、国民保護法が施行され、地方公共団体においても避難対策を始めとする各般の施策を講じていくこととされているが、原子力発電所や石油コンビナート等特別防災区域などに關し予測される事態を早期に想定し、国、地方公共団体が協力して、国民の保護に当たっていく体制を早急に整える必要がある。

平成13年9月に発生した米国における同時多発テロ等にかんがみ、原子力発電所等においても住民の安全の確保と不安の払拭を図るため、事業者に対する核物質防護対策、テロ行為などを含む不測の事態への危機管理対策を一層強化することが必要である。

【具体的な要望事項】

- (1) オフサイトセンターの運用マニュアルについて地方公共団体の意見を十分踏まえて見直しを図るなど緊急時の体制を充実するとともに、平常時ににおける原子力防災知識の普及等原子力防災業務の徹底を図ること。
- (2) 原子力施設ごとに原子力災害時の具体的な事故想定、影響を及ぼす地域の範囲及び被害想定について検討を行い、避難経路・迂回路の確保等に関し、地方公共団体への支援を含む危機管理対策の充実を図ること。

2 環境保全対策の推進について

1 地球温暖化対策の推進等

国内における温室効果ガス削減については、「京都議定書目標達成計画」に基づく具体的方策を着実に実施し、「京都議定書」の約束達成を図ること。

特に、自動車に関し、渋滞緩和や低燃費車の普及促進等による地球温暖化防止策の充実に加え、排出ガスの規制強化、低公害車の普及促進等による大気汚染防止策の一層の充実を図ること。

【背景・理由】

平成17年2月に京都議定書が発効し、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めた「京都議定書目標達成計画」が平成17年4月に閣議決定された。

しかし、平成16年度の温室効果ガスの排出量は、京都議定書の基準年である平成2年に比べ8.0%増加しており、「京都議定書目標達成計画」に則り、排出削減対策及び森林等の吸収源対策を着実に実施することが求められる。

また、国外に対しては、京都議定書の未批准国等に対し、早期批准等の働きかけを積極的に行なうことが重要である。

さらに、温室効果ガス削減の一手法として、関係審議会等において論議されている環境税等については、その効果や問題点について十分な調査・研究を行うとともに国民のコンセンサスを得ながら導入に向けた検討を進める必要がある。

大気汚染については、平成13年6月に「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」へと旧自動車NO_x法が改正され、さらに、平成17年4月の中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第八次答申）」などに基づき、取組みが強化されているところである。

また、地方公共団体においては独自の取組みとして、とりわけ汚染の度合いが深刻である大都市部において、隣接する団体が共通の規制条例を設けるなど、各種施策の実施にあたって、広域的に取り組んでいる。

今後は、大都市部を中心とした特定地域にとどまらず、全国的に取組む必要があり、より一層広域的に施策の強化を図る必要がある。

【具体的な要望事項】

(1) 「京都議定書目標達成計画」に則り、排出削減対策及び森林等の吸収源対策を着実に実施し、京都議定書の約束を確実に達成するとともに、京都議定書の目標期間後についても、長期的視点に立った施策の推進を図ること。

- (2) 国際会議等や政府間交渉において日本政府が主導権を発揮し、「京都議定書」がすべての国の共通のルールとなるよう各国へ働きかけること。
- (3) 環境税などの経済的な手法で環境保全の行動を促す仕組みについては、その効果や問題点について十分な調査・研究を行うとともに、地方自治体が環境政策に果たす責任と役割を踏まえ国民のコンセンサスを得ながら導入に向けた検討を進めること。
- (4) 自動車の排出ガス及びCO₂に係る総合的対策を推進すること。また、低公害・低燃費車、大気汚染物質の排出の少ない燃料及び化石燃料に代わるエネルギーの普及に向け、技術開発及び条件整備を図るとともに、自動車メーカー等の民間に対しても、一層の働きかけを行っていくこと。

2 廃棄物対策等の推進

廃棄物の資源化や処理を円滑・適正に進めるため、諸施策を充実し、推進すること。

また、産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など、不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収方法などについて見直しを図るとともに、広く国民に対して、

「リデュース・リユース・リサイクル」の普及について取り組むこと。

さらに、持続可能な循環型社会を形成するために、製品の製造者などが製品の使用後にも一定の責任を果たす拡大生産者責任の考え方を徹底し、生産者が製品の循環的な利用や適正な処分を推進するよう廃棄物処理システムを早期に構築すること。

【背景・理由】

廃棄物については、減量化・再生利用の推進と併せて、廃棄物処理施設の整備が図られているところであるが、有害廃棄物の適正処理、最終処分場の環境保全対策や不法投棄等不適正処理対策など、廃棄物の処理を円滑・適正に進めるための諸施策を充実する必要がある。

産業廃棄物最終処分場については、民間処分場が設置困難で、容量不足が見込まれることから、量的に補完するものとして公共関与による確保が必要である。さらに経済活動の広域化にともない産業廃棄物も都道府県域を超えて広域移動する実態があることから公共関与による産業廃棄物最終処分場の広域的整備を推進する必要がある。

有害廃棄物のうちP C B廃棄物については、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が成立し、適正処理を進めるための仕組みが構築され、拠点的広域処理施設の一部においては平成16年12月から処理が開始されているが、既存のP C B廃棄物の期間内処分のためには、全国5ヶ所の処理施設での円滑な処理に努めていくべきである。

処分場等、廃棄物処理施設のあり方については、安定型最終処分場を生活環境に大きな影響を及ぼす恐れのある場所に設置する場合、規制の一層の強化が必要であるとともに、施設の信頼性を向上させるため、処分場等の建設に係る技術開発を推進する必要がある。また、最終処分場について管理上の問題が生じていることから、安全で適正な維持管理を確保するための技術的対策を含め制度の確立が必要である。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」については、平成16年4月に産業廃棄物の不法投棄の罰則強化、硫酸ピッチの取り締まり強化や都道府県境をまたぐような大規模な不法投棄事案への国の積極的な関与を内容とした改正が行われ、さらに、平成17年4月に産業廃棄物管理制度の強化、平成10年6月

以前に埋立処分が開始された最終処分場についても対象とする維持管理積立金制度の拡大等を内容とする改正が行われた。

しかし、相次ぐ不法投棄された産業廃棄物や特定家庭用機器等の撤去など、処理対策が自治体にとって大きな負担となっていることから、単に罰則の強化などの措置のみならず、不法投棄の防止対策など、実効性の確保が十分に担保された仕組みを構築する必要がある。

さらに、中央環境審議会が、平成14年11月、廃棄物の定義や区分等の見直しの方向性などをまとめた「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について」（意見具申）を環境大臣に答申したことに基づいた、「効率的な廃棄物処理・リサイクルの推進」等の施策の具体化に当たっては、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとした個別法との関係を踏まえながら検討する必要がある。

また、「リデュース・リユース・リサイクル」について、広く国民に対しては、普及・啓発を図る必要があるとともに、より効率的な循環型社会システム構築のため、「環境関連産業」育成を積極的に推進するほか、拡大生産者責任の考え方を徹底し、生産者が、製造段階から排出抑制に取り組んでいくとともに、リサイクル関連制度の更なる拡充や安全・安心な廃棄物処理体制の整備を図るなど「ごみゼロ社会」実現に向けた取組みを着実に進めることが重要である。

【具体的な要望事項】

- (1) 産業廃棄物の処理を円滑・適正に進めるための施策の充実を図ること。
- (2) 公共関与による産業廃棄物最終処分場の広域的整備を促進すること。
- (3) P C B 廃棄物の適正処理を推進するための施策の充実を図ること。特に蛍光灯安定器等について早急に処理体制を整備すること。
- (4) 安定型最終処分場を設置するにあたっては、処分場周辺の水道水源域等生活環境への影響に配慮して、設置の許可基準及び処分場への廃棄に関する規制を強化するとともに、処分場等の建設に係る技術開発を推進すること。さらに、安定型最終処分場の維持管理については、安全で適正な管理が確保できるよう技術的支援を確立すること。
- (5) 産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など、不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収の方法などについての見直し、特に産業廃棄物については、排出事業者に処理状況の確認や報告を義務付け、不適正処理の際には、各都道府県が勧告すること等を制度化するなど、実効性ある制度を確立するとともに、処理体制等の整備・拡充を図ること。

また、特定家庭用機器再商品化法の見直しにあたっては、地方公共団体の意見を反映させること。

特にリサイクル費用を販売時に徴収する制度に改正するとともに、対象品目の拡大を図ること。

- (6) 全国的に問題になっている硫酸ピッチの対策について、軽油識別剤の不

正な除去行為や硫酸ピッチの生成行為の禁止及び保管の禁止について法整備を行うこと。

また、不法投棄された硫酸ピッチについても、その処理費用が年々増大し、地方公共団体の負担も大きくなっていることから、支援策の一層の充実を図ること。

(7) 廃棄物の資源化や適正処理を推進する観点から、「循環型社会形成推進基本計画」のフォローアップを十分に行い、基本計画の一層の充実を図ること。

(8) 廃棄物処理等についての国民の関心・理解を、一層増進させるために、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及啓発を、積極的に行うこと。

また、拡大生産者責任の考え方を徹底し、再使用、再商品化が可能な製品開発の積極的な促進など、製造段階からの発生抑制への取組みの促進を図ること。

(9) 容器包装廃棄物の発生抑制と再使用を促進するため、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の次回の見直しに向け事業者と区市町村との役割分担及び費用負担の見直しについて、引き続き検討を進めること。

3 アスベスト対策の推進

「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進に加え、健康被害を発見するための検診制度の確立や患者救済のための石綿健康被害救済制度の充実、アスベスト飛散防止のための規制の強化など、国の責任においてアスベスト対策の充実強化を図ること。

【背景・理由】

昨年、尼崎市内のアスベスト（石綿）関連製品を製造していた事業所による健康被害の公表以来、アスベストによる健康被害が社会問題となっている。

アスベストを原因とする疾病は発症までの期間が長く、今後、さらに健康被害が予想され、また、建築物解体等によるアスベスト廃棄物の増加が見込まれるなど、長期的・継続的な取り組みが必要となっている。

こうした中、各都道府県は、問題の重要性に鑑み、国の対応に先立って、相談窓口の開設、既存の建築物における使用実態調査及び除去対策、アスベスト飛散防止に係る条例の制定をはじめとした製造事業者や解体現場への立入調査の実施、健康被害の予防措置など全力で取り組んできたところである。

一方、国においては、昨年12月に関係閣僚会合により「アスベスト問題に係る総合対策」が取りまとめられ、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく救済制度を開始するとともに、飛散防止等に係る関係法令の改正など各般の施策を推進しているところである。

しかしながら、アスベストと関連疾患の発症の因果関係の解明や早期発見のための健診体制の確立、個人住宅をはじめとした小規模な建築物におけるアスベストの使用実態の調査及びその除去対策など、取り組むべき多くの課題が残されており、依然として国民の不安はぬぐいきれていない状況にある。

そもそもアスベスト問題については、アスベストの使用禁止等の措置について国の対応の遅れにより生じた問題でもあることから、国民の安全と安心を確保する立場から、国の責任において早急に措置を講じるよう強く提案する。

【具体的な要望事項】

- (1) 関係省庁が設置している各種相談窓口と自治体の窓口との相互連携を強化するとともに、専門的な相談支援体制を充実すること。
- (2) アスベストと健康被害の因果関係の解明に努め、労働災害における健康被害者とその他の健康被害者との間等で、救済措置に格差が生じることのないよう、十分な措置を講じること。
- (3) 健康被害者の早期発見のための健診方法の確立、治療方法の研究、治療体制の充実、医療スタッフの確保と知識・技術の向上などを図るとともに、検診費補助等の必要な措置を講じること。
- (4) 治験中で中皮腫に効果があるとされる新薬に対する承認の手続きを急ぐ

こと。

- (5) 建築物の解体に伴うアスベストの飛散防止のため、建築材料の範囲を拡大し、より一層の規制強化を行うこと。
- (6) アスベストの濃度を正確かつ迅速に測定する手法の開発を行うこと。
- (7) 一般大気環境におけるアスベストの環境基準やアスベスト除去等作業現場及び含有建材破碎作業場における敷地境界基準を設定し、継続的な濃度調査を実施するなど監視体制の一層の強化を図ること。
- (8) アスベスト製品について代替化の促進などにより、早期全面禁止を実現すること。
- (9) アスベスト廃棄物の無害化処理技術の開発、安定的な処理体制を早期に確保すること。
- (10) 国が把握しているアスベスト及びアスベスト含有建材の製造、取扱事業所情報等についてさらに調査を進め、情報公開すること。

1 災害対策の推進について

1 災害対策の推進

災害から国民の生命、身体、財産を守り、社会生活・地域経済の安定を図るために、災害予防対策を充実するとともに、応急体制を一層整備すること。

また、被災地の地方公共団体への財政措置を充実強化すること。

【背景・理由】

災害は被災地の地域社会・地域経済に大きな影響を及ぼす。

災害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、建物・構造物等の耐震化や市街地の不燃化促進等による災害に強いまちづくりや、中山間地等の総合的な防災対策を進めるとともに、地震、火山等の予知観測体制を強化し、あわせて、災害発生時の初動体制の確立強化等応急体制の一層の整備が必要である。

また、被災地の社会生活の安定と速やかな地域経済活動の復興に向けて、復旧・復興対策に取り組む地方公共団体の財政需要の増加、税収の減少等の事情を考慮し、事業を円滑に推進するための財政措置を充実する必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 地震・活動火山における予知観測体制を強化するとともに、活断層及び海溝型地震に関する調査を推進し、対策方針を確立すること。
- (2) 「東海地震対策大綱」、「東南海・南海地震対策大綱」、「首都直下地震対策大綱」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱」に基づき、総合的な対策を早急に推進すること。
- (3) 自然災害及び大規模事故災害等に係る災害予防又は発災直後の正確な情報を速やかに掌握する情報収集システム及び情報通信基盤を充実強化し、迅速かつ効果的に災害に対処し得る初動体制を確立強化すること。
また、緊急警報放送システムや地上デジタル放送の活用など、避難勧告や災害発生時の情報伝達システムを充実強化し、迅速かつ確実に行える体制を整備すること。
- (4) 国の地震防災戦略目標である住宅の耐震化を進めるためには、耐震診断に対する助成や、税控除に加えて、地震保険加入に当たり優遇措置を講じることが効果的であることから、耐震診断や耐震改修が行われ、耐震性を有することが明らかになった住宅に対する新たな割引制度の導入が行われるよう、関係団体に働きかけること。
- (5) 中山間地の降雪地帯等における災害復旧について、工事期限の延長等弾力的な措置を講じること。
- (6) 陸路が寸断された場合でも迅速かつ円滑な災害救援に対応するため、医療や避難者収容等の災害救援諸機能を備えた船舶を整備すること。平常時

での利活用としては、各地へ寄港しての救急医療研修や離島等の医療過疎地への巡回といった場面にも役立てていくこと。

2 大規模災害に対する総合的復興支援制度の確立

地震や台風等の大規模災害により被災した地域の早期復旧と復興対策等を速やかに推進するため、国と地方公共団体の役割分担を明確にするとともに、抜本的、総合的な支援制度を確立すること。

特に、被災者生活再建支援制度については、住宅の建築費を支給対象とするなど制度の拡充を図るとともに、被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害が発生した場合は、国において所要の措置を講じること。

あわせて、共済制度とともに地震保険制度の充実についても、引き続き検討を行うこと。

また、災害救助法に基づく住宅支援策については、被災者のニーズに応じた制度改善を図ること。

【背景・理由】

地震や台風等の大規模災害は被災した地域の社会生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことから、その早期復旧と復興対策等を速やかに推進するため、国と地方公共団体の役割分担を明確にするとともに、抜本的、総合的な支援制度を確立する必要がある。

特に、被害を受けた住宅の支援については、平成16年4月に居住安定支援制度が創設されたものの住宅本体の建築費用が支給対象となっていないなど、不十分な制度となっている。

また、共済制度については、兵庫県において制度化されたが、全国的な共済制度についても、引き続き検討する必要がある。

さらに、被災した住宅の再建のためには、現行の被災者生活再建支援制度だけでは不十分であり、地震保険のより一層の普及を図る必要がある。

災害救助法に基づく住宅支援策については、被災者のニーズに対応できるよう制度の改善を図る必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 被災者生活再建支援制度については、住宅本体の建築費、補修費を支給対象とするなど、早期に改善を図ること。
- (2) 被災者生活再建支援基金では対応できない大規模な災害が発生した場合には、国の全額保証とするなど所要の措置を講じること。
- (3) 被災者の生活再建の早期促進を図る観点から、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理等の住宅支援策について、被災者のニーズに応じた制度に改善を図ること。
- (4) 地震保険のより一層の普及を図る観点から、割引制度の割引率の引上げや、耐震性を有することが明らかになった住宅に対する新たな割引制度の導入が行われるよう、関係団体に働きかけること。

2 国民保護の推進について

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活、国民経済に及ぼす影響を最小となるようにするため、国は、国民保護において必要となる物資及び資機材の備蓄整備並びに国民保護に関する訓練などの充実を図るとともに、国民に対する国民保護への一層の啓発に努めること。

【背景・理由】

武力攻撃事態対処法に基づき国民保護法が平成16年9月17日に施行され、平成17年度には全都道府県で国民保護計画が作成されたことから、今後は運用面での整備が急がれる。

国民保護は法定受託事務であり、地方公共団体が行う物資及び資機材の備蓄整備並びに訓練などについても国において所要の措置を講じる必要がある。

また、国民保護の推進に当たり、国民保護について国民の理解を深めることは、最も重要であることから、一層の啓発が必要である。

【具体的な要望事項】

- (1) 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護において必要となる物資及び資機材の備蓄整備並びに国民保護に関する訓練などについて、財政措置や支援の充実を図ること。
- (2) 国民保護について国民の理解を深めるため、一層の啓発に努めること。

1 地域国際化の推進について

地方空港・港湾のC I Q体制の整備・充実を図ること。

海外日系人や在留邦人等に対する支援を行うとともに、多文化共生社会を推進する体制を整備すること。

また、留学生対策の総合的推進、国際交流・国際協力事業に対する支援を拡大し、国際化に対応した地域づくりを総合的に推進すること。

在住外国人の不法滞在・不法就労等に対する取締りを強化するとともに、犯罪を犯した外国人に対する「犯罪人引渡し条約」の締結相手国の拡大を図ること。

また、地域国際化協会に対する特定公益増進法人への認定を促進し、民間交流組織の充実を図ること。

【背景・理由】

国際社会ではグローバル化が進んでおり、海外で活躍する邦人が増える一方で、日本を訪れる外国人も増加している。そのため、多文化共生施策や国際交流、国際協力事業の展開等地域における多様な分野での国際化の推進が求められており、都道府県の果たす役割はますます重要なものとなっている。

【具体的な要望事項】

- (1) 地域国際化の基盤整備の一環として、地方空港・港湾におけるC I Q（税関、出入国管理、検疫等）体制を整備・充実すること。
- (2) 日本国籍を有する海外日系人や在留邦人を支援するため、厚生年金の受給資格期間に海外居住期間が年齢に関係なく算入される制度の改正を図ること。また、渡日が困難な在外被爆者に対し、被爆者健康手帳の申請手続きの見直しをするとともに、在外被爆者への医療助成については、現地の実情に即した支援策を講じること。
- (3) 国籍に関わらず全ての住民が共に安心して暮らせ、活躍できる多文化共生社会の形成に向けて国における総合的な推進体制を整備するとともに、外国人児童生徒の教育、日本語学習支援体制、保険・年金・医療等の諸課題を解消する措置を早急に講じること。
- (4) 留学生に対する奨学金の拡充、宿舎の確保、就職支援等総合的な受入体制を充実すること。
- (5) 地方公共団体が実施する国際交流・国際協力事業に対し、情報提供や要員養成及び海外技術研修員受け入れ（入国事前審査・査証発給事務の簡素化・迅速化）等の支援を推進拡充すること。
さらに、地方公共団体が行う国際協力事業に対し、政府開発援助等国による包括的な支援策を講じること。

- (6) 北東アジア諸国との経済交流の活性化を図るため、ビジネスマン向け数次査証の発給に係る要件の緩和を図ること。
- (7) 不法滞在・就労者等については人権に配慮しながら引き続き啓発活動・取締体制の強化等国としての明確な対応策を講じること。また、日本国内で犯罪を犯した外国人については、被害者の感情を考慮して、国内で裁くことができるよう未締結国との間に「犯罪人引渡し条約」を締結すること。
- (8) 地域国際化協会として位置づけられている諸団体の財政基盤の強化を図るため、税法上の寄付金控除の対象となる特定公益増進法人としての認定を促進すること。

2 基地対策の推進について

米軍基地の整理・縮小・返還を促進するとともに、返還後の基地跡地利用について無償譲渡や無償貸付けなどの積極的な支援措置を講じること。

また、基地周辺及び演習に際しての住民の安全確保・環境保全対策を推進するとともに、基地周辺の生活環境の整備事業を拡充すること。

さらに、日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。

なお、周辺事態安全確保法等の運用に当たっては、適時・的確な情報提供に努めるとともに、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

【背景・理由】

非核三原則を堅持するとともに、基地等に起因して生じる諸問題を解決するため、関係地方公共団体の意向を十分に尊重しながら住民の福祉の向上を図る必要がある。

【具体的な要望事項】

(1) 米軍基地の総点検を行い、関係地方公共団体の意向を尊重の上、積極的に整理・縮小、早期返還を促進するとともに、米軍基地機能等の変更については関係地方公共団体と事前に十分協議すること。

また、平成18年5月1日に日米間で合意がなされた在日米軍の再編については、各基地が置かれている特殊事情を充分考慮し、関係地方公共団体の意向を尊重するとともに、適時・適切に情報提供を行うこと。

(2) 返還後の基地跡地の利用については、関係地方公共団体が策定する利用計画を十分尊重し、当該地域の振興に配慮すること。さらに、処分条件等について無償譲渡や無償貸付けなどの優遇措置や国による積極的な事業実施を図ること。

また、返還に係る雇用対策等の諸課題を解決するため適切な施策を講じること。

(3) 航空機の整備点検、パイロット等の安全教育、住宅地域及び工場地帯上空での飛行制限、夜間離着陸訓練、各地で行われる低空飛行訓練の中止等、徹底した安全対策を講じること。

(4) 基地運用等に関する情報の事前提供と協議、航空機燃料・弾薬等危険物の管理・輸送及び演習時の安全確保を図ること。

(5) 米軍人等に対する教育の徹底、実効性のある綱紀粛正等について米国側へ申し入れること。

(6) 航空機騒音・水質汚濁・大気汚染等の基地に起因する公害の防止に努め

ること。

- (7) 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の運用に当たり、関係地方公共団体の意向を十分尊重し、同法に基づく各種事業を拡充強化すること。
- (8) 米軍基地に起因する環境問題や米軍人等による事件・事故等から国民の生活と人権を守るため、日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。
- (9) 米軍管理となっている空域の航空交通管制業務を見直し、民間航空機の安全と円滑な運航を確保すること。
- (10) 「周辺事態に際してわが国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」等の運用に当たっては、適時・的確な情報の提供に務めるとともに、地方公共団体の意見を聴取し、その意向を十分尊重すること。

3 北方領土及び竹島問題の早期解決について

北方領土の早期返還及び竹島の領土権の早期確立を図ること。

【背景・理由】

わが国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の北方領土の返還並びに竹島の領土権の確立は、多年にわたる国民の念願であり、その解決促進を図ることが緊要である。

【具体的な要望事項】

- (1) 択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の北方四島の早期返還実現のため、粘り強い外交交渉を行うとともに、国民世論並びに国際世論の喚起に努めること。
- (2) 竹島の領土権の早期確立のため、国際司法裁判所における解決を含め、外交交渉の新たな展開を図るとともに、国において竹島問題に関する広報啓発活動を所管する組織を設置し、国民への啓発活動に主体的な取組みを進めること。

4 拉致問題の早期解決について

北朝鮮当局による拉致問題の全面解決のため、関係諸国や国際機関等と連携・協調し、拉致問題の徹底的な全容解明と、安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図り、併せて、拉致の疑いのある方々の事実確認に努めること。

北朝鮮との交渉に当たり必要な場合は、更に強い姿勢をとることができるように、国際社会と連携し、追加的な経済制裁等について国として対処するとともに、北朝鮮に対して実施した制裁措置を解除する場合は、拉致問題の進展状況も判断材料とすること。

【背景・理由】

平成14年9月の日朝首脳会談において、金正日総書記は北朝鮮による拉致を認め謝罪をし、拉致被害者5名の帰国が実現した。

しかし、他の拉致被害者については不明や死亡と残念な結果が報告され、帰国した被害者の家族は北朝鮮に取り残されたままとなつた。

その後の政府における対応としては、平成15年1月の「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」、平成16年2月の「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律」を成立させるとともに、同年5月22日には2回目の日朝首脳会談を行い、拉致被害者のうち死亡・未入国と伝えられた安否不明の方々についての本格的な再調査を約束するとともに、拉致被害者家族5名が帰国し、その後、7月には残っていた拉致被害者の家族3名の帰国が実現した。

いまだに安否不明となっている拉致被害者の生存確認や早期帰国をはじめとした拉致問題の全面解決に向け、政府においては、これまでに、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」及び「油濁損害賠償法の一部を改正する法律」を制定し、また、平成18年6月には、拉致問題など北朝鮮の人権状況が改善しない場合に、経済制裁措置の発動を促す「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が成立している。

さらに、拉致実行犯である北朝鮮工作員の逮捕状発布と身柄引き渡し要求、キム・ヘギョンさんと韓国人拉致被害者の血縁関係に関するDNA鑑定結果の公表など、粘り強い取組みがなされているものの、2月上旬に行われた初の日朝包括並行協議においても、拉致問題について北朝鮮から納得のいく回答は得られず、現状では北朝鮮との協議は遅々として進展していない。

国民の中には、頻繁に入港している北朝鮮の貨客船「万景峰92号」に対する反発や不安の声が高まり、経済制裁の発動を求める動きもある等、政府として一層の取組強化が求められていた。

このような中、平成18年7月に北朝鮮が弾道ミサイルまたは何らかの飛翔体の発射を強行したことに対し、政府は「特定船舶の入港の禁止に関する特別

措置法」の規定に基づき、「万景峰92号」の6ヶ月間の入港を禁止する措置を閣議決定した。

一方、拉致問題に関しては、サミットなど国際社会の支持も得、また、国連人権委員会において人権侵害の中止を求める決議が採択されていたが、平成17年12月には初めて国連総会本会議において「北朝鮮の人権状況」決議が採択されたところである。

政府はこれら国際的な後押しを最大限に生かし、併せて、拉致被害者の家族が高齢化している現状からも、国民の生命・安全を守るという最も重要な役割を果たすため、早急に問題の解決を図る必要がある。

1 地域情報化の推進について

1 全国均衡のあるブロードバンド環境の整備等

地域住民が等しく情報通信技術がもたらす恩恵を享受し、情報格差が生じることがないよう、総合的な情報化施策を推進すること。

【背景・理由】

情報通信技術の進展は、場所や時間にとらわれず、誰もが容易にかつ安価に大量の情報のやりとりを可能とすることから、新たな地域間交流や産業の創出等地域の活性化を図る上で重要不可欠なものである。しかしながら、都市部と比べ、過疎・離島等の条件不利地域を抱える地域においては、採算性等の問題から、民間主導ではブロードバンドサービスや携帯電話などの情報通信基盤の整備が進みにくい状況にある。

また、近年では、市町村合併の進展により、同一自治体の中でも中心部と周辺部の情報格差が発生するという、いわゆる地域内ディバイドが生じる傾向にある。

一方、「IT 新改革戦略」にも謳われているように、24時間365日、いつでも、どこでもインターネットを通じて行政サービスを受けることが可能となることによる行政の簡素化・効率化や透明性の向上などを目指した電子自治体の構築が喫緊の課題となっている。

また、同戦略では、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上とする数値目標を掲げてその推進に努めているところである。

そのため、地域住民が等しく情報化の恩恵が享受できるよう全国均衡のあるブロードバンド環境の整備のために国として全力で適切な施策を講じる必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 地域間の情報格差を是正し、地域におけるブロードバンド環境の整備を推進するための規制緩和を含む支援策を大幅に拡充すること。
- (2) 電子自治体の推進に不可欠な地域公共ネットワークを整備するための規制緩和を含む支援策を拡充すること。
- (3) その他、情報通信に関する地域間格差是正のためのあらゆる施策を強化するとともに、通信事業者の設備投資を促進するための施策を講じること。

2 地上デジタル放送の普及と活用

地上デジタル放送へ完全移行する2011年7月に向けて、すべての国民が地域間格差なく地上デジタル放送の視聴が可能となるよう、中継局等地上デジタル放送網の整備のため適切な措置を講じること。

また、多様な機能を有し、ITによる構造改革力追求の重要な手段に位置付けられる地上デジタル放送の高度な活用に向け、積極的に取り組むこと。

【背景・理由】

地上デジタル放送は、ハイビジョン放送に代表される高画質、高音質機能やデータ放送、マルチ番組編成や双方向サービス、更にはサーバー型放送や携帯端末向けのワンセグ放送など、従来のアナログ放送にはなかった高度な機能による多様なサービスの提供を可能とするものであり、本年1月に新たに策定された「IT新改革戦略」においてもITによる構造改革力追求の重要な手段とされている。同時に、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるIT社会基盤としても位置付けられている。

地上デジタル放送の普及と活用については、まずは2011年7月までに全国あまねく地上デジタル放送に移行させるための具体的な方策が早急に示される必要がある。もとより、中継局の整備に関しては、公的支援を安易に求めることなく放送事業者が最大限自助努力を行うことを前提とするものであるが、一部には山間部や島嶼部を多く抱えるなど個々の地域事情により対応が困難な場合も想定される。

また、少数チャンネル地域や都道府県境地域では、現在のアナログ放送においてもCATVや共聴施設などによって区域外の放送を受信しており、これらの地域の住民にとっては、現在視聴している放送局の番組が完全にデジタル化に移行しても引き続き視聴できることは最低限の条件である。

既にテレビ放送は民放も含め実質上のユニバーサルサービスとなっており、地域によってアナログでは視聴できた放送が視聴できなくなることのないよう、地上デジタル放送を進める国の責任において適切な指導と対策を講ずる必要がある。

他方、地上デジタル放送の高度な機能・サービスの活用については、地方公共団体においても、インターネットとの連携による双方向サービスや今後、防災・医療・教育などの分野において様々なアプリケーションの充実が図られることにより、さらなる地域情報化推進の契機となることが期待される。このため、国においては実証実験等を通して、地上デジタル放送の高度な機能・サービスの公共的分野における有用性や費用対効果等を具体的に示すことにより地方公共団体による活用の前提条件を整えるとともに、実施促進のための積極的な支援策が求められる。

【具体的な要望事項】

- (1) 昨年末に公表された中継局ロードマップについて、アナログ時の放送エリア100%カバーに向け早急に精度を高めるとともに、これに基づく着実な整備が行われるよう放送事業者に対する指導等適切に対応すること。
- (2) 放送事業者による中継局整備に当たり、経営状況や投資効率等の観点から真にやむを得ない理由により自力建設が困難と認められる場合には、国による新たな支援措置を講じること。
- (3) 中継局からの電波によるカバーエリア外においても遅くとも2011年までにはエリア内との格差なく受信が可能となるよう、具体的な受信対策を明らかにするとともに、国の責任において適切な措置を講じること。
なお、NHKには、いわゆる辺地共聴の整備にこれまで果たしてきた役割を踏まえての適切な対応を指導すること。
- (4) 少数チャンネル地域等において、従来から視聴されている区域外放送事業者については、CATV事業者等に対する区域外再送信の同意を速やかに行うよう関係する放送事業者に対し適切な指導をすること。
- (5) 放送事業者とともに、地上デジタル放送に関するより一層の普及啓発と情報公開に努めるとともに、個別・具体的な相談等にもきめ細かく対応できるよう窓口機能等の充実を図ること。
- (6) 地方公共団体が地上デジタル放送を活用するまでの課題等を検証するため、実証実験・研究開発に積極的に取り組むとともに、成果等の情報共有化に努めること。
- (7) 地上デジタル放送を活用するため、地方公共団体の実態に即した創意工夫を最大限生かせる支援策を拡充すること。

